

障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (平成30年度調査)

結果概要

障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）の概要

1. 調査の目的

- 次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、各サービスの提供実態等を把握することを目的とする。

2. 実施調査

- ① 訪問系サービスの支援の実態調査
- ② 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査
- ③ 生活介護のあり方に関する実態調査
- ④ 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究
- ⑤ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究
- ⑥ 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

3. 調査の方法等

- 調査時期:平成30年10月～平成31年2月
- 悉皆調査:「① 訪問系サービスの支援の実態調査」の自治体票、および「② 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査」の自治体票は、すべての市町村を対象とした。「④共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究」は、個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置を適用している利用者があるすべての共同生活援助事業所を対象とした。
- 抽出調査:上記の悉皆調査以外は、調査対象となる事業所等について、サービス別に調査対象の重複等を考慮して、無作為抽出を行った。

1. 訪問系サービスの支援の実態調査(結果概要)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「訪問系サービス従業者の要件」が挙げられており、経過措置や暫定的な取扱がある他、介護保険サービスと乖離があることを踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する必要がある。本調査においては、従業者の種別ごとのサービス内容の実態を把握することにより、今後の従業者要件のあり方検討の基礎データとすること(事業所を対象)、及び、各サービスの支給決定時間等の実態を把握すること(全国の市町村(特別区を含む。))を対象を目的とする。

2. 調査対象等

- 全国の訪問系サービスを実施している事業所のうち、経営主体や地域性を考慮し、無作為抽出による郵送調査を実施。
- 全国1,741市町村全てを対象としたオンライン調査(電子メールを含む。)を実施。

調査対象	調査客体数	調査対象数	休止・廃止等	調査客体数	有効回答数	有効回答率
事業所	22,097	2,100	28	2,072	1,083	51.6%
市町村	1,741	1,741	—	1,741	1,369	78.6%

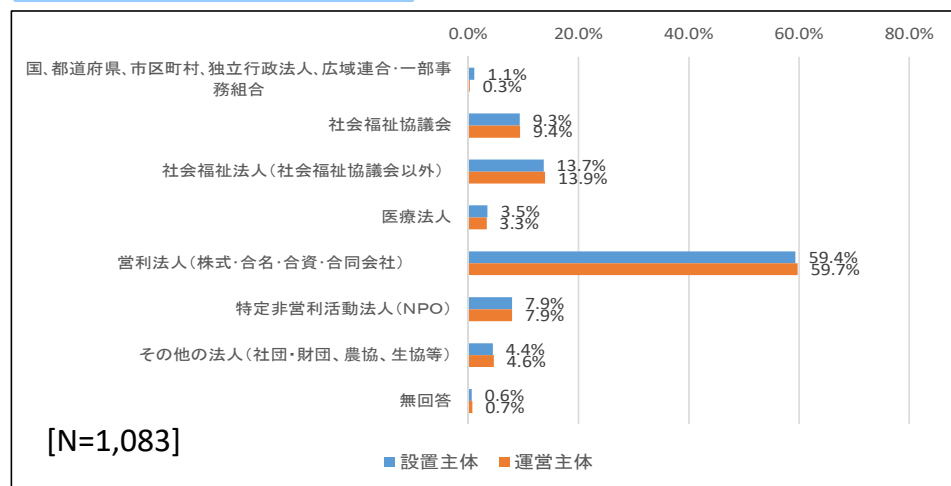
3. 調査結果のポイント

- 平成30年度報酬改定で減算を設けた《同一建物等の利用者等に提供した場合(居宅介護)》に該当するサービスの実利用者数は、1事業所当たり1.7人/年であった。同一建物等の利用者等に対する訪問延べ回数は、訪問系サービス全体では1事業所当たり161.2回/年であった。支援内容別にみると、「居宅における身体介護」が141.5回/年・事業所と最も多く、次いで「家事援助」が18.1回/年・事業所となっている。
- 初任者研修修了者による居宅介護計画の作成件数のうち、平成30年度報酬改定で減算を設けた《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合(居宅介護)》に該当するものは、1事業所あたり32.4件/年であった。支援内容別にみると、「居宅における身体介護」が12.7件/年・事業所と最も多く、次いで「家事援助」が10.6回/年・事業所となっている。
- 平成30年度報酬改定で加算を設けた意思疎通が困難な利用者等への同行支援《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行なった場合》について、「うち、障害支援区分6の利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」が「0時間超」の新人は有効回答者の41.4%(142人/343人)を占めている。当該新人に対して当該支援時間について聞いたところ、「0時間以上10時間未満」と回答した新人が33.8%と最も多く、次いで、「20時間以上30時間未満」が20.4%、「70時間以上80時間未満」が12.7%となっている。
- 訪問系サービスを実施している事業所の従業者に対して、担当している訪問系サービス別ごとの役割・支援内容について聞いたところ、職種(管理者、サービス提供責任者、ヘルパー、事務職その他)を問わず、「2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」を回答した者が最も多く、次いで、「1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」となっている。
- 訪問系サービス全体における一人当たり支給決定時間は、「10時間以上40時間未満」の時間区分で市町村全体の82.6%を占めている。

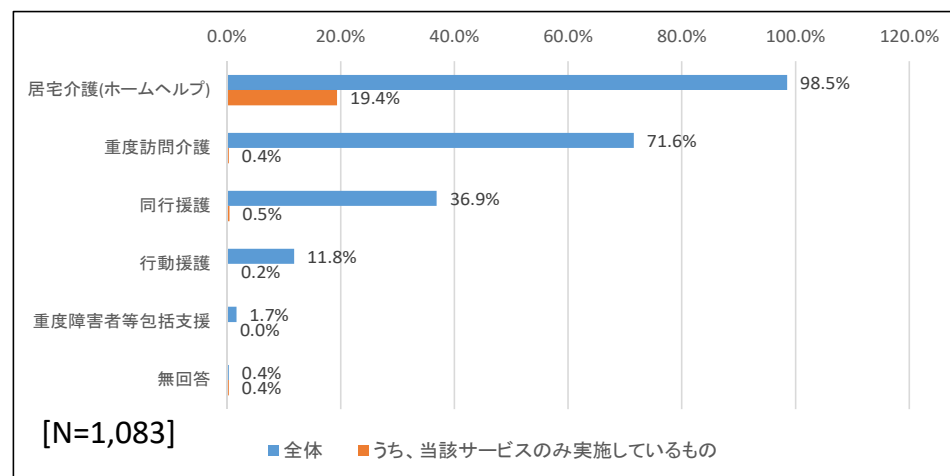
(1-1) 事業所の概要、人員配置

- 事業所の設置主体は、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」と回答した事業所が59.4%と最も多く、次いで、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が13.7%、「社会福祉協議会」が9.3%となっている。事業所の運営主体は、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」と回答した事業所が59.7%と最も多く、次いで、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が13.9%、「社会福祉協議会」が9.4%となっている。
- 事業所で実施している訪問系サービスについて聞いたところ、全体では「居宅介護(ホームヘルプ)」を実施している事業所が98.5%と最も多く、次いで、「重度訪問介護」が71.6%、「同行援護」が36.9%、「行動援護」が11.8%となっている。「うち、当該サービスのみ実施しているもの」についてみると、「居宅介護(ホームヘルプ)」のみを実施している事業所が19.4%と最も多く、「居宅介護(ホームヘルプ)」以外ではそれぞれ1%未満となっている。
- 訪問系サービスを実施している事業所における職員数の事業所平均を職種別にみると、「サービス提供責任者」で常勤2.4人、非常勤0.6人(常勤換算0.4人)、「ヘルパー」で常勤2.4人、非常勤13.8人(常勤換算4.4人)、「事務員その他」で常勤0.4人、非常勤0.5人(常勤換算0.2人)となっている。

設置主体と運営主体



訪問系サービスのうち実施しているサービス[複数回答]



職種別・勤務形態別の職員数[総数の単位:人]

		【N=396】	
		総数	事業所平均
サービス提供責任者	常勤	932	2.4
	非常勤(実人数)	226	0.6
	非常勤(常勤換算人数)	171.5	0.4
ヘルパー	常勤職員	931	2.4
	非常勤職員	5469.5	13.8
	非常勤(常勤換算人数)	1753.5	4.4
事務員その他	常勤職員	159	0.4
	非常勤職員	182.5	0.5
	非常勤(常勤換算人数)	93.0	0.2

※N数は、表側の項目全てについて有効回答(無回答は無効とみなす)の事業所数

(1-2) 同一建物等の利用者等に提供した場合の減算(居宅介護)

- 平成30年度報酬改定で減算を設けた《同一建物等の利用者等に提供した場合(居宅介護)》に該当するサービスの実利用者数は、1事業所当たり1.7人/年であった。
- 同一建物等の利用者等に対する訪問延べ回数は、訪問系サービス全体では1事業所当たり161.2回/年であった。支援内容別にみると、「居宅における身体介護」が141.5回/年・事業所と最も多く、次いで「家事援助」が18.1回/年・事業所となっている。

同一建物に居住する居宅介護サービスの実利用者数

【N=1067】

	総数 (単位:人)	総数 (単位:人/ 年・事業所)
計		
居宅介護サービスの実利用者数	35827	67.2
うち、同一建物に居住する者	1383	2.6
うち、条件(イ)に該当する者	466	0.9
うち、条件(ロ)に該当する者	436	0.8
うち、条件(ハ)に該当する者	4	0.0
うち、条件(イ)(ロ)(ハ)に該当する者【再掲】	906	1.7

※ N数は居宅介護を実施している訪問系サービス事業所の有効回答数。

※ 表頭の総数は平成30年4月～9月の6ヶ月分。

※ 1事業所当たり年間利用者数の推計式

(条件(イ)(ロ)(ハ)に該当する利用者数の合計) / N数

————— × 12ヶ月
6ヶ月

※ 条件(イ): 居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

※ 条件(ロ): 「居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

※ 条件(ハ): 居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

同一建物等の利用者等に対する訪問延べ回数

【N=1067】

		総数 (単位:回)	総数 (単位:回/ 年・事業所)
計			
訪問系サービス全体		86010	161.2
うち、居宅に おける身体介 護	30分未満	51830	97.2
	30分以上1時間未満	16924	31.7
	1時間以上1時間30分未満	3263	6.1
	1時間30分以上2時間未満	817	1.5
	2時間以上2時間30分未満	660	1.2
	2時間30分以上3時間未満	577	1.1
	3時間以上	1398	2.6
小計		75469	141.5
うち、通院等 介助(身体介 護あり)	30分未満	33	0.1
	30分以上1時間未満	56	0.1
	1時間以上1時間30分未満	88	0.2
	1時間30分以上2時間未満	57	0.1
	2時間以上2時間30分未満	74	0.1
	2時間30分以上3時間未満	103	0.2
	3時間以上	127	0.2
小計		538	1.0
うち、家事援 助	30分未満	1834	3.4
	30分以上45分未満	2997	5.6
	45分以上1時間未満	2920	5.5
	1時間以上1時間15分未満	891	1.7
	1時間15分以上1時間30分未満	618	1.2
	1時間30分以上	417	0.8
小計		9677	18.1
うち、通院等 介助(身体介 護なし)	30分未満	172	0.3
	30分以上1時間未満	93	0.2
	1時間以上1時間30分未満	9	0.0
	1時間30分以上	50	0.1
小計		324	0.6
うち、通院等条項介助		2	0.0

(1-3) 初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算(居宅介護)

- 初任者研修修了者による居宅介護計画の作成件数のうち、平成30年度報酬改定で減算を設けた《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合(居宅介護)》に該当するものは、1事業所あたり32.4件/年であった。支援内容別にみると、「居宅における身体介護」が12.7件/年・事業所と最も多く、次いで「家事援助」が10.6回/年・事業所となっている。

初任者研修修了者による居宅介護計画の作成件数 〔単位:件/年・事業所〕

【N=1067】

	総数 (単位:件)	総数 (単位:件/ 年・事業所)
計		
居宅介護計画の作成件数	4532	51.0
うち、条件(二)に該当する者が作成したもの	2885	32.4
うち、居宅における身体介護	1125	12.7
うち、通院介助(身体介護あり)	366	4.1
うち、家事援助	944	10.6
うち、通院介助(身体介護なし)	89	1.0
うち、通院等条項介助	31	0.3

※ N数は居宅介護を実施している訪問系サービス事業所の有効回答数。

※ 表頭の総数は平成30年9月の1ヶ月分。

※ 1事業所当たり年間作成件数の推計式

(条件(二)に該当する作成件数の合計) / N数 × 12ヶ月

※ 条件(二): サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む)の課程を修了した者であって、3年以上の介護等の業務に従事した者。

(1-4) 2人の重度訪問介護ヘルパーにより行なった場合の加算の見直し(重度訪問介護)

- 重度訪問介護の訪問系サービスを実施している事業所の新人のうち、「重度訪問介護の支援内容に係る新人のOJTに要した全期間」が「0ヶ月超」のものは有効回答者の67.6%(232人/343人)を占めている。当該新人に対して当該期間について聞いたところ、「1ヶ月以上2ヶ月未満」と回答した新人が48.7%と最も多く、次いで、「2ヶ月以上3ヶ月未満」が20.3%、「3ヶ月以上4ヶ月未満」が14.2%となっている。
- 重度訪問介護の訪問系サービスを実施している事業所の新人のうち、「利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」が「0時間超」の者は有効回答者の56.6%(194人/343人)を占めている。当該新人に対して当該支援時間について聞いたところ、「0時間以上10時間未満」と回答した新人が37.1%と最も多く、次いで、「10時間以上20時間未満」が17.5%、「20時間以上30時間未満」が16.5%となっている。
- 平成30年度報酬改定で加算を設けた意思疎通が困難な利用者等への同行支援《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行なった場合》について、「うち、障害支援区分6の利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」が「0時間超」の新人は有効回答者の41.4%(142人/343人)を占めている。当該新人に対して当該支援時間について聞いたところ、「0時間以上10時間未満」と回答した新人が33.8%と最も多く、次いで、「20時間以上30時間未満」が20.4%、「70時間以上80時間未満」が12.7%となっている。

重度訪問介護の支援内容に係る新人のOJTに要した全期間
〔総数の単位:人〕(N=343)

計	総数	構成比
	232	100.0%
0ヶ月超1ヶ月未満	19	8.2%
1ヶ月以上2ヶ月未満	113	48.7%
2ヶ月以上3ヶ月未満	47	20.3%
3ヶ月以上4ヶ月未満	33	14.2%
4ヶ月以上5ヶ月未満	11	4.7%
5ヶ月以上6ヶ月未満	5	2.2%
6ヶ月以上	4	1.7%
0ヶ月または無回答	111	47.8%

※ N数は、重度訪問介護サービスを提供している事業所のうち、「新人が支援に関わった利用者の障害の種別」、「新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容」、「当該新人のOJTに要した全期間」、「利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」、「うち、障害支援区分6の利用者に対して、熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間」の中で少なくとも1つに有効回答があった新人の数。

※ 表頭の総数は、N数から「0時間または無回答」を除いた値。

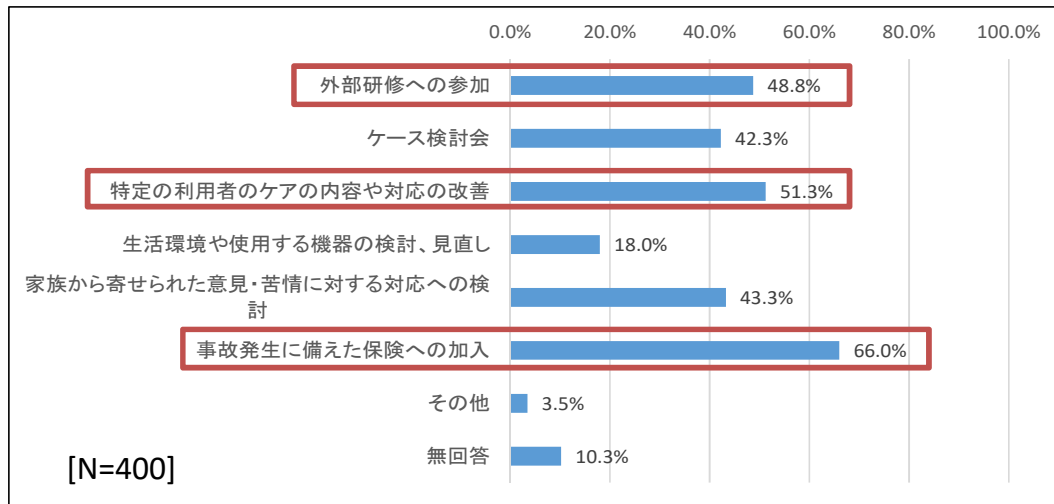
重度訪問介護の支援内容に係る新人のOJTに要した全期間
〔総数の単位:人〕(N=343)

計	利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間		うち、障害支援区分6の利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間	
	総数	構成比	総数	構成比
	194	100.0%	142	100.0%
0時間超10時間未満	72	37.1%	48	33.8%
10時間以上20時間未満	34	17.5%	14	9.9%
20時間以上30時間未満	32	16.5%	29	20.4%
30時間以上40時間未満	18	9.3%	14	9.9%
40時間以上50時間未満	4	2.1%	8	5.6%
50時間以上60時間未満	12	6.2%	3	2.1%
60時間以上70時間未満	17	8.8%	8	5.6%
70時間以上80時間以上	5	2.6%	18	12.7%
0時間または無回答	149	-	201	-

(1-5) 行動援護または同行援護サービスの提供の質の向上に係る事業所の取組状況

- 同行援護の訪問系サービスを実施している事業所に対して、サービスの質の向上に係る取組状況について聞いたところ、「事故発生に備えた保険への加入」と回答した事業所が66.0%と最も多く、次いで、「特定の利用者のケアの内容や対応の改善」が51.3%、「外部研修への参加」が48.8%となっている。
- 行動援護の訪問系サービスを実施している事業所に対して、平成30年10月1日現在のサービスの質の向上に係る取組状況について聞いたところ、「外部研修への参加」と回答した事業所が72.7%と最も多く、次いで、「事故発生に備えた保険への加入」が65.6%、「特定の利用者のケアの内容や対応の改善」が59.4%となっている。

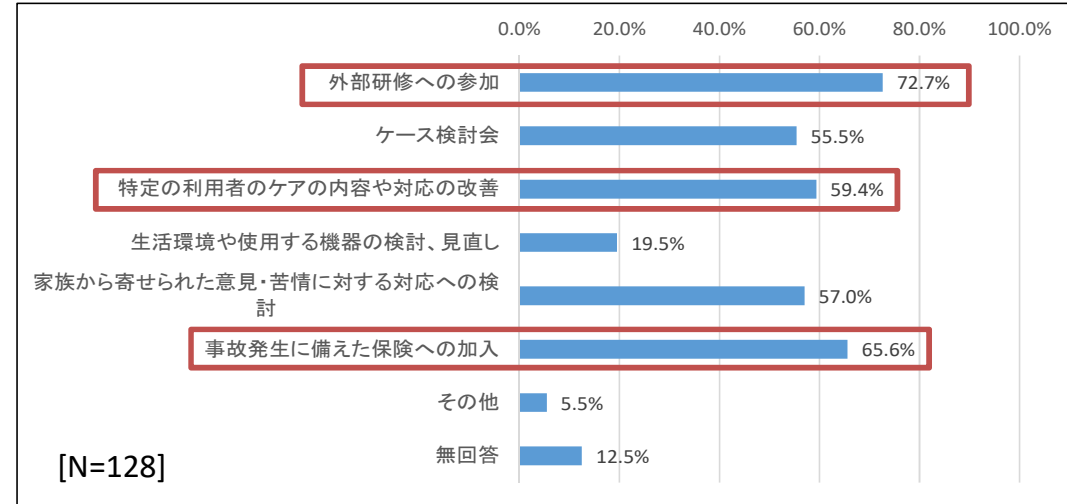
同行援護サービスの質の向上に係る取組状況〔複数回答〕



<「その他」の具体的な内容の例>

- ✓ ヘルパー会議における事例検討会
- ✓ 外部講師を呼んで行うガイド研修会
- ✓ グループホーム利用者の事業所との支援内容の交流
- ✓ 地域生活支援センター等への担当者会議の提案や関係事業所間での連携
- ✓ ヘルパー会等で制度の見直しの周知等

行動援護サービスの質の向上に係る取組状況〔複数回答〕



<「その他」の具体的な内容の例>

- ✓ 全体勉強会(月1回)、サービス担当者会議(月4~5回)
- ✓ 他事業所からの情報収集と検討。問題行動があれば問題共有と検討会。
- ✓ チャットによる迅速な利用者情報の共有
- ✓ 地域生活支援センター等への担当者会議の提案や関係事業所間での連携。
- ✓ 二人介助などの検討を相談員と話し合う。
- ✓ 外部より講師を依頼し研修
- ✓ 行動障害を軽減するための安心グッズ(おもちゃ、クッション、カード、水筒等)の共有

(2-1) 従業者の職種別の保有資格

- 従業者の状況調査に回答した平成30年10月1日現在の従業者数は、事業所合計が7,556人となっている。職種別の構成比は「ヘルパー」が68.4%と最も多く、次いで、「サービス提供責任者」が17.4%、「管理者」が10.1%、「事務職その他」が3.0%となっている。
- 訪問系サービスを実施している事業所の従業者に対して、保有資格について聞いたところ、管理者では「介護福祉士」と回答した者が69.4%と最も多く、次いで、「同行援護従業者養成研修応用課程修了者」が27.6%、「同行援護従業者養成研修一般課程修了者」が21.2%となっている。サービス提供責任者では、「介護福祉士」が88.7%と最も多く、次いで、「同行援護従業者養成研修応用課程修了者」が29.2%、「同行援護従業者養成研修一般課程修了者」が25.7%となっている。ヘルパーに関しては、「介護福祉士」が42.2%と最も多く、次いで、「居宅介護職員初任者研修課程修了者」が34.3%、「その他」が17.6%となっている。事務職その他に関しては、「その他」が37.5%と最も多く、次いで、「居宅介護職員初任者研修課程修了者」が18.8%、「介護福祉士」が17.9%となっている。

職種別の従業者の構成比〔総数の単位：人〕〔複数回答〕(N=7,556)

	総数	構成比
計	7556	100.0%
管理者	765	10.1%
サービス提供責任者	1312	17.4%
ヘルパー	5168	68.4%
事務職その他	224	3.0%
無回答	87	1.2%

※ N数は、本調査で有効回答の事業所で従業者の状況調査(職員票)に回答した従業者数。

保有資格の種類別の従業者の割合〔総数の単位：人〕〔複数回答〕(N=7,556)

	管理者		サービス提供提供者		ヘルパー		事務職その他	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
計	765	100.0%	1312	100.0%	5168	100.0%	224	100.0%
介護福祉士	531	69.4%	1164	88.7%	2182	42.2%	40	17.9%
実務者研修修了者	105	13.7%	228	17.4%	692	13.4%	19	8.5%
居宅介護職員初任者研修課程修了者	146	19.1%	197	15.0%	1775	34.3%	42	18.8%
介護職員基礎研修修了者	65	8.5%	138	10.5%	682	13.2%	13	5.8%
重度訪問介護従業者養成研修修了者	51	6.7%	59	4.5%	142	2.7%	3	1.3%
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	211	27.6%	383	29.2%	373	7.2%	16	7.1%
同行援護従業者養成研修一般課程修了者※	162	21.2%	337	25.7%	601	11.6%	18	8.0%
行動援護従業者養成研修課程修了者	80	10.5%	122	9.3%	255	4.9%	6	2.7%
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者	31	4.1%	53	4.0%	110	2.1%	3	1.3%
その他	173	22.6%	186	14.2%	907	17.6%	84	37.5%
無回答	24	3.1%	1	0.1%	71	1.4%	57	25.4%

※ 盲ろう者向け・通訳介助員を含む。

(2-2) 従業者の職種別の役割・支援内容

- 訪問系サービスを実施している事業所の従業者に対して、担当している訪問系サービス別ごとの役割・支援内容について聞いたところ、管理者では「2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」を回答した者が60.0%と最も多く、次いで、「1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が59.0%、「3.居宅における生活等に関する相談及び助言」が56.6%となっている。
- サービス提供責任者に関しては、「2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が83.8%と最も多く、次いで、「1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が78.4%、「3.居宅における生活等に関する相談及び助言」が73.1%となっている。
- ヘルパーに関しては、「2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が77.9%と最も多く、次いで、「1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が68.6%、「4.居宅におけるその他生活全般にわたる援助」が51.5%となっている。
- 事務職その他に関しては、「1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」と「2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」がともに19.2%と最も多く、次いで、「5.通院等介助」が16.1%となっている。

- ※ 1～6は居宅介護、2～12は重度訪問介護、13～15は同行援護、16～18は行動援護に関する訪問系サービス
- ※ N数は、従業者の状況調査に回答した平成30年10月1日現在の従業者数。

役割・支援内容別の従業者の割合〔総数の単位：人〕〔複数回答〕(N=7,556)

	管理者		サービス提供提供者		ヘルパー		事務職その他	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
計	765	100.0%	1312	100.0%	5168	100.0%	224	100.0%
1.居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	451	59.0%	1028	78.4%	3543	68.6%	43	19.2%
2.居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	459	60.0%	1099	83.8%	4025	77.9%	43	19.2%
3.居宅における生活等に関する相談及び助言	433	56.6%	959	73.1%	2572	49.8%	29	12.9%
4.居宅におけるその他生活全般にわたる援助	380	49.7%	856	65.2%	2663	51.5%	33	14.7%
5.通院等介助	275	35.9%	672	51.2%	1546	29.9%	36	16.1%
6.通院乗降介助	75	9.8%	255	19.4%	618	12.0%	14	6.3%
7.居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	164	21.4%	332	25.3%	1058	20.5%	12	5.4%
8.居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	134	17.5%	285	21.7%	910	17.6%	8	3.6%
9.居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	138	18.0%	266	20.3%	816	15.8%	10	4.5%
10.外出時における移動中の介護	107	14.0%	218	16.6%	609	11.8%	7	3.1%
11.日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	118	15.4%	239	18.2%	734	14.2%	6	2.7%
12.入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	42	5.5%	68	5.2%	183	3.5%	2	0.9%
13.外出時において移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)	126	16.5%	311	23.7%	662	12.8%	13	5.8%
14.外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	104	13.6%	270	20.6%	571	11.0%	12	5.4%
15.その他外出時に必要な援助	120	15.7%	293	22.3%	629	12.2%	13	5.8%
16.行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	52	6.8%	115	8.8%	408	7.9%	4	1.8%
17.外出時における移動中の介護	51	6.7%	119	9.1%	404	7.8%	4	1.8%
18.排せつ及び食事等の介護 その他の行動する際に必要な援助	50	6.5%	108	8.2%	371	7.2%	3	1.3%
無回答	173	22.6%	58	4.4%	290	5.6%	145	64.7%

(3-1) 市町村の人口1万人当たりの障害者手帳所持者数に関する度数分布

- 本調査では、全国1,741市町村(特別区を含む。)を対象としたオンラインまたは電子メールによる悉皆調査を実施したところ、1,369市町村から有効回答を得られ、市町村全体の有効回答率は78.6%であった。市町村の有効回答率を人口規模別にみると、「a. 50万人以上」が最も多く当該人口規模の市町村全体の91.4%を占めており、次いで、「b. 20万人以上50万人未満」が83.3%、「d. 5万人未満」が78.1%、「c. 5万人以上20万人未満」が78.0%の順となっている。
- 身体障害者手帳では「500人以上1000未満」の人口区分が最も多く、市町村全体の37.2%を占めており、次いで、「300人以上400未満」が25.5%、「400人以上500人未満」が24.9%となっている。
- 療育手帳では「50人以上100未満」の人口区分が最も多く、市町村全体の63.2%を占めており、次いで、「100人以上150未満」が29.2%、「150人以上200人未満」が3.6%となっている。
- 精神障害者保健福祉手帳では「50人以上100未満」の人口区分が最も多く、市町村全体の73.5%を占めており、次いで、「20人以上50未満」が13.8%、「100人以上150人未満」が10.5%となっている。

人口規模別の有効回答率

	市町村	うち有効回答	有効回答率
計	1741	1369	78.6%
a. 50万人以上	35	32	91.4%
b. 20万人以上50万人未満	96	80	83.3%
c. 5万人以上20万人未満	414	323	78.0%
d. 5万人未満	1196	934	78.1%

※本調査では、地方自治法(第8条、第252条の19,22)で定められた市、指定都市、中核市の定義に基づき、人口規模の区分を以下のように分類した。

市町村群A:

「a.人口50万人以上の市町村」

市町村群B:

「b.人口20万人以上50万人未満の市町村」

市町村群C:

「c.人口5万人以上20万人未満の市町村」

市町村群D:

「d.人口5万人未満の市町村」

人口1万人当たりの障害者手帳所持者数区分別の市町村の構成比(N=1,369)

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	1369	100.0%	1369	100.0%	1369	100.0%
0人	6	0.4%	8	0.6%	9	0.7%
1人以上10人未満	1	0.1%	1	0.1%	2	0.1%
10人以上20人未満	0	0.0%	1	0.1%	10	0.7%
20人以上50人未満	0	0.0%	28	2.0%	189	13.8%
50人以上100人未満	0	0.0%	865	63.2%	1006	73.5%
100人以上150人未満	0	0.0%	400	29.2%	144	10.5%
150人以上200人未満	5	0.4%	49	3.6%	7	0.5%
200人以上300人未満	155	11.3%	13	0.9%	2	0.1%
300人以上400人未満	349	25.5%	2	0.1%	0	0.0%
400人以上500人未満	341	24.9%	1	0.1%	0	0.0%
500人以上1000人未満	509	37.2%	1	0.1%	0	0.0%
1000人以上	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%

※ 本調査で有効回答の各市町村に対し、「都道府県名+市町村名」をキー情報として、平成30年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)の人口データと市町村IDを突合し、人口1万人当たりの障害者手帳所持者数を表側の人口階級別に集計した。

※ 「人口1万人当たり」とは、市町村単位での障害者手帳保持者の出現率を勘案したもの。

※ 障害者手帳所持者数は、平成30年2月調査時点のもの。

(3-2) 訪問系サービスにおけるサービスの支給決定者一人当たり支給決定時間

- 訪問系サービス全体における一人当たり支給決定時間は、「10時間以上40時間未満」の時間区分で市町村全体の82.6%を占めている。
- 訪問系サービス全体におけるサービスの支給決定者一人当たり支給決定時間について、市町村全体でみると、「20時間以上30時間未満」の時間区分が最も多く、全体の37.4%を占めている。当該時間区分について人口規模別に比較すると、市町村群Cが40.2%と最も多く、次いで、市町村群Dが38.0%、市町村群Bが28.8%、市町村群Aが15.6%の順となっている。

一人当たり支給決定時間区分別の市町村数とその構成比(訪問系サービス全体)(N=1,369)

	全体		a. 人口50万人以上		b. 人口20万人以上 50万人未満		c. 人口5万人以上 20万人未満		d. 人口5万人未満	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	1315	100.0%	32	100.0%	80	100.0%	321	100.0%	882	100.0%
0時間	5	0.4%	0	0.0%	1	1.3%	1	0.3%	3	0.3%
0時間超10時間未満	30	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	28	3.2%
10時間以上20時間未満	255	19.4%	0	0.0%	1	1.3%	35	10.9%	219	24.8%
20時間以上30時間未満	492	37.4%	5	15.6%	23	28.8%	129	40.2%	335	38.0%
30時間以上40時間未満	339	25.8%	5	15.6%	30	37.5%	111	34.6%	193	21.9%
40時間以上50時間未満	98	7.5%	11	34.4%	16	20.0%	24	7.5%	47	5.3%
50時間以上60時間未満	46	3.5%	7	21.9%	4	5.0%	14	4.4%	21	2.4%
60時間以上70時間未満	23	1.7%	3	9.4%	2	2.5%	3	0.9%	15	1.7%
70時間以上80時間未満	12	0.9%	0	0.0%	3	3.8%	2	0.6%	7	0.8%
80時間以上90時間未満	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
90時間以上100時間未満	3	0.2%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%
100時間以上	11	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	1.2%
当該サービスの支給決定者が0人	54	-	0	-	0	-	2	-	52	-

※ 上記は、各市町村から得られた訪問系サービスの種別ごとの「サービスの支給決定時間(合計)」と「サービスの支給決定者数(合計)」の回答(平成30年9月分)をもとに、各市町村のサービスの支給決定者一人当たり支給決定時間(=サービスの支給決定時間の合計÷支給決定者数の合計)を算出し、時間区分別に集計したもの。

※ 市町村群A: 人口50万人以上の市町村 / 市町村群B: 人口20万人以上50万人未満の市町村 / 市町村群C: 人口5万人以上20万人未満の市町村 / 市町村群D: 人口5万人未満の市町村

2. 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査(結果概要)

1. 調査目的

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題やニーズに向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、第5期障害福祉計画(平成30～32年度)において、拠点等の全国的な整備を完了させることとしている。
- 本調査においては、全国的な整備を完了させるため、未整備の自治体に対して課題の抽出(深掘り)、分析・検証を行うこと、また、整備済みの自治体における必要な機能の取組みの傾向について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行うこと、そして、必要な機能の強化・充実を含めた第6期障害福祉計画に係る基本指針の目標設定ならびに次期報酬改定を検討するための基礎的なデータを収集することを目的とする。

2. 調査対象等

- 全国1,741市町村全てを対象としたオンライン調査(電子メールを含む。)を実施。

調査対象	調査客体数	調査対象数	休止・廃止等	調査客体数	有効回答数	有効回答率
市町村	1,741	1,741	—	1,741	1,394	80.1%

3. 調査結果のポイント

【地域生活支援拠点等の整備状況(2018年9月末日時点)】

- 2018年9月時点で整備済みの市町村:「1ヶ所以上(市町村単位/圏域単位)」は、89市町村/138市町村であった。うち、「1ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は80市町村/137市町村、「2ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は5市町村/0市町村、「3ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は3市町村/0市町村、「4ヶ所以上(市町村単位/圏域単位)」は1市町村/1市町村となっている。

【備えるのが特に困難な機能】

- 地域生活支援拠点等を2018年9月末日時点で未整備の市町村に対して、当該機能を備えるのが特に困難な理由を聞いたところ、「緊急時の受入・対応」と回答した市町村が全体の69.8%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が56.9%となっている。

【平成30年10月以降に強化・充実を図る予定の機能】

- 2018年9月末日時点で整備済みの市町村に対して、平成30年10月1日以降に強化・充実を図る予定の機能を聞いたところ、「緊急時の受入・対応」と回答した市町村が全体の63.3%で最も多く、次いで「体験の機会・場」が53.3%、「相談」が52.9%であった。

(1) 地域生活支援拠点等の整備状況(2018年9月末日時点)

- 2018年9月時点で整備済みの市町村:「1ヶ所以上(市町村単位/圏域単位)」は、89市町村/138市町村であった。うち、「1ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は80市町村/137市町村、「2ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は5市町村/0市町村、「3ヶ所(市町村単位/圏域単位)」は3市町村/0市町村、「4ヶ所以上(市町村単位/圏域単位)」は1市町村/1市町村となっている。
- 「1ヶ所以上(市町村単位/圏域単位)」を人口規模別にみると、市町村群Aでは14市町村/1市町村、市町村群Bでは19市町村/1市町村、市町村群Cでは29市町村/26市町村、市町村群Dでは27市町村/110市町村となっている。

2018年9月末日時点の整備状況(市町村単位/圏域単位)

	全体		a. 人口50万人以上		b. 人口20万人以上 50万人未満		c. 人口5万人以上 20万人未満		d. 人口5万人未満	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	1394	100.0%	25	100.0%	86	100.0%	350	100.0%	933	100.0%
0ヶ所(市町村単位)	1184	84.9%	9	36.0%	60	69.8%	286	81.7%	829	88.9%
1ヶ所(市町村単位)	80	5.7%	12	48.0%	17	19.8%	25	7.1%	26	2.8%
2ヶ所(市町村単位)	5	0.4%	2	8.0%	0	0.0%	2	0.6%	1	0.1%
3ヶ所(市町村単位)	3	0.2%	0	0.0%	2	2.3%	1	0.3%	0	0.0%
4ヶ所以上(市町村単位)	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
無回答	121	8.7%	2	8.0%	7	8.1%	35	10.0%	77	8.3%
2018年9月末日時点で整備済み(再掲)	89	6.4%	14	56.0%	19	22.1%	29	8.3%	27	2.9%

※本調査では、地方自治法(第8条、第252条の19,22)で定められた市、指定都市、中核市の定義に基づき、人口規模の区分を以下のように分類した。

市町村群A:

「a.人口50万人以上の市町村」

市町村群B:

「b.人口20万人以上50万人未満の市町村」

市町村群C:

「c.人口5万人以上20万人未満の市町村」

市町村群D:

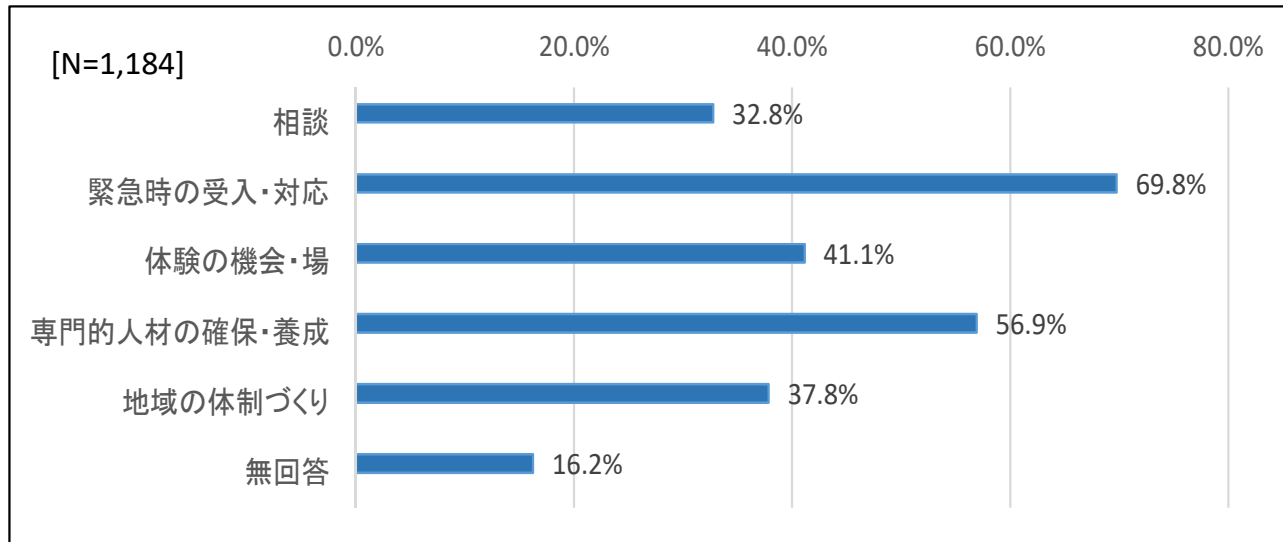
「d.人口5万人未満の市町村」

	全体		a. 人口50万人以上		b. 人口20万人以上 50万人未満		c. 人口5万人以上 20万人未満		d. 人口5万人未満	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	1394	100.0%	25	100.0%	86	100.0%	350	100.0%	933	100.0%
0ヶ所(圏域単位)	1071	76.8%	8	32.0%	60	69.8%	258	73.7%	745	79.8%
1ヶ所(圏域単位)	137	9.8%	1	4.0%	1	1.2%	25	7.1%	110	11.8%
2ヶ所(圏域単位)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3ヶ所(圏域単位)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4ヶ所以上(圏域単位)	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
無回答	185	13.3%	16	64.0%	25	29.1%	66	18.9%	78	8.4%
2018年9月末日時点で整備済み(再掲)	138	9.9%	1	4.0%	1	1.2%	26	7.4%	110	11.8%

(2) 備えるのが特に困難な機能

- 地域生活支援拠点等を2018年9月末日時点で未整備の市町村に対して、当該機能を備えるのが特に困難な理由を聞いたところ、「緊急時の受入・対応」と回答した市町村が全体の69.8%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が56.9%となっている。
- 人口規模別にみると、「緊急時の受入・対応」がいずれの人口規模においても最も多く、市町村群Aでは同群全体の54.5%、市町村群Bでは65.2%、市町村群Cでは71.9%、市町村群Dでは69.6%をそれぞれ占めている。

備えるのが特に困難な機能〔複数回答〕



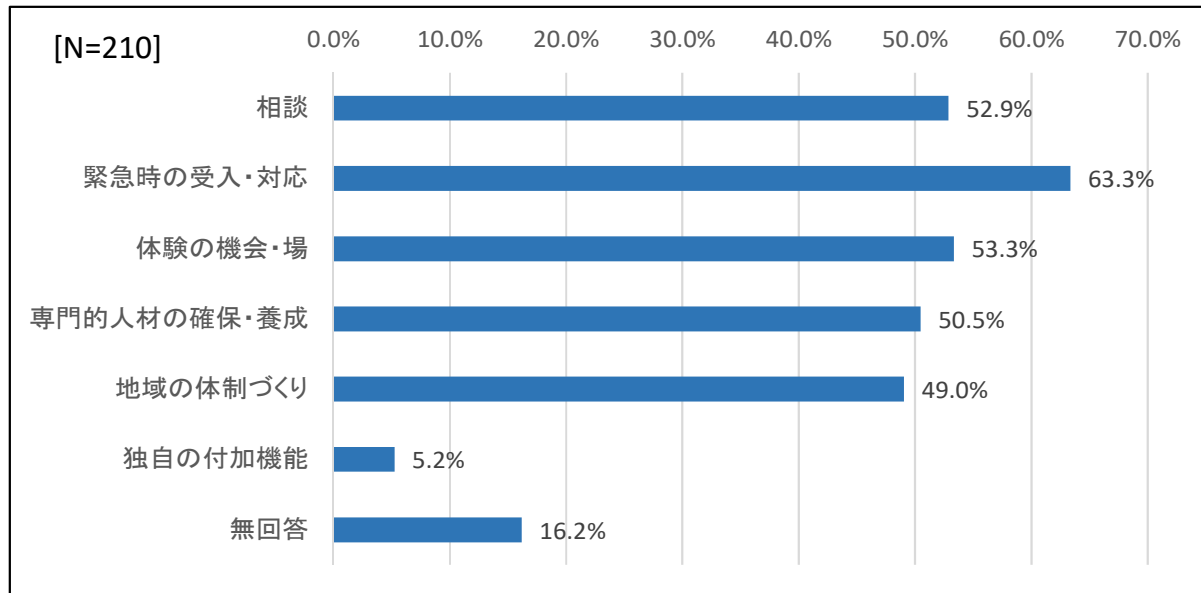
	全体		a. 人口50万人以上		b. 人口20万人以上 50万人未満		c. 人口5万人以上 20万人未満		d. 人口5万人未満	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	1184	100.0%	11	100.0%	66	100.0%	302	100.0%	805	100.0%
相談	388	32.8%	4	36.4%	22	33.3%	107	35.4%	255	31.7%
緊急時の受入・対応	826	69.8%	6	54.5%	43	65.2%	217	71.9%	560	69.6%
体験の機会・場	487	41.1%	5	45.5%	29	43.9%	107	35.4%	346	43.0%
専門的人材の確保・養成	674	56.9%	5	45.5%	27	40.9%	147	48.7%	495	61.5%
地域の体制づくり	448	37.8%	3	27.3%	18	27.3%	92	30.5%	335	41.6%
無回答	63	16.2%	1	25.0%	6	27.3%	23	21.5%	33	12.9%

※N数は、2018年9月末日時点で拠点等が未整備の市町村の数。

(3) 平成30年10月以降に強化・充実を図る予定の機能

- 2018年9月末日時点で整備済みの市町村に対して、平成30年10月1日以降に強化・充実を図る予定の機能を聞いたところ、「緊急時の受入・対応」と回答した市町村が全体の63.3%で最も多く、次いで「体験の機会・場」が53.3%、「相談」が52.9%であった。
- 最も大きい割合を占める機能について人口規模別にみると、市町村群Aでは「緊急時の受入・対応」が同群全体の64.3%、市町村群Bでは「相談」が75.0%、市町村群Cでは「緊急時の受入・対応」が62.5%、市町村群Dでは「緊急時の受入・対応」が62.5%となっている。
- また、独自の付加機能について、幾つかの市町村から具体的な内容が確認できた。

平成30年10月以降に強化・充実を図る予定の機能〔複数回答〕



	全体		a. 人口50万人以上		b. 人口20万人以上 50万人未満		c. 人口5万人以上 20万人未満		d. 人口5万人未満	
	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比	市町村	構成比
計	210	100.0%	14	100.0%	20	100.0%	48	100.0%	128	100.0%
相談	111	52.9%	6	42.9%	15	75.0%	22	45.8%	68	53.1%
緊急時の受入・対応	133	63.3%	9	64.3%	14	70.0%	30	62.5%	80	62.5%
体験の機会・場	112	53.3%	7	50.0%	9	45.0%	29	60.4%	67	52.3%
専門的人材の確保・養成	106	50.5%	5	35.7%	10	50.0%	23	47.9%	68	53.1%
地域の体制づくり	103	49.0%	5	35.7%	10	50.0%	19	39.6%	69	53.9%
独自の付加機能	11	5.2%	1	7.1%	2	10.0%	3	6.3%	5	3.9%
無回答	34	16.2%	4	28.6%	3	15.0%	5	10.4%	22	17.2%

※N数は、市町村単位または圏域単位で整備済みの市町村の数(2018年9月末日時点)。

独自の付加機能の具体的な内容

市町村名	機能の名称	具体的な内容
北海道深川市・妹背牛町	居住支援機能	共同生活援助の空き状況を把握し情報提供を行う。アパート等への入居に必要な調整等の支援を行う。
秋田県仙北市	障がいがある方の避難所としての機能	災害時に障がいの特性を理解し支援できる「障がい者のための防災避難所」としてのスペースを確保し、障がい者の避難所生活を支援する機能を有している。
栃木県真岡市	地域生活支援センターの強化	3 障害の受け入れ、体制整備の促進
千葉県銚子市	障害者が軽食を提供し、家族が交流できる機能（障害者カフェ）	障害者の家族が気軽に交流できる場の確保。
東京都中野区	地域移行のための安心生活事業	地域移行希望者の実態把握や掘り起し、退院意欲の喚起を図る他、地域移行支援に結びつける前段階の支援を行う。
神奈川県小田原市	災害時に備えた要支援者対応機能	住民自主防災組織と連携し、災害時の個別支援計画の作成支援を行う。
神奈川県厚木市	障害者の居住を確保する機能	市内不動産店のうち、障害者の居住の賃貸について協力的な店舗を地域生活支援拠点として登録していく。
大分県別府市	障がい者等の生活の維持を図る機能	成年後見制度の利用促進に向けた中核機関設置に伴う各種委員会における障がい福祉分野での中心的な役割。

(4-1) 必要な機能の具体的な内容 – 整備済み市町村の個票 –

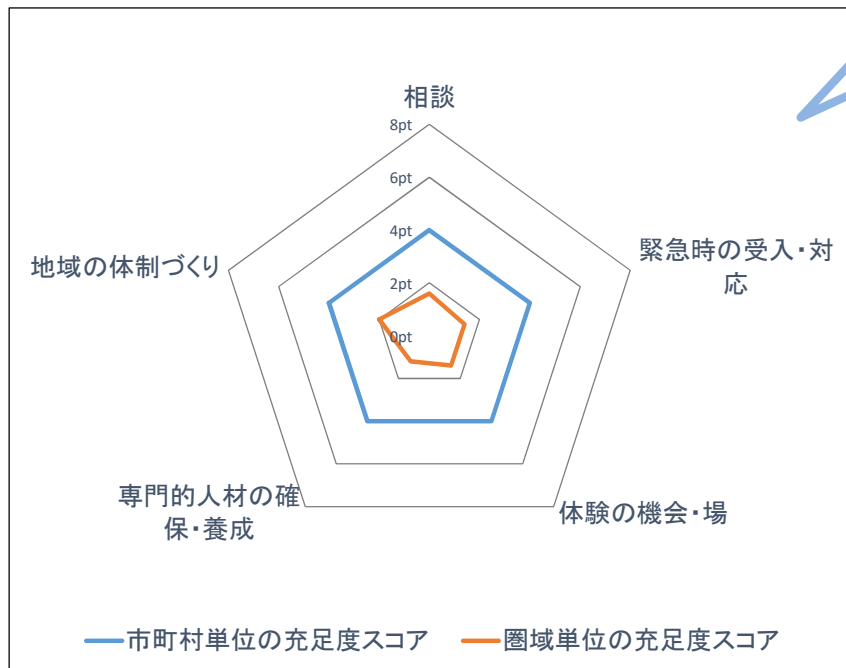
- 本調査は、2018年9月末日時点で整備済みの拠点等が備える必要な5つの機能の充足度を一定のルール(各個票の補足説明を参照)に基づき、市町村単位・圏域単位でスコア化し、必要な5つの機能ごとに拠点等单位で算出したスコアを同一市町村単位で合計した値(以下、「充足度スコア」という。)をもとにレーダーチャートを作成した。
- 整備済み市町村の個票においては、充足度スコアのレーダーチャートに加え、平成30年10月1日以降に強化・充実を図る予定の機能、当該市町村における地域の実情に応じた独自の機能要件を取り纏めた。【参考:整備済み市町村の個票(調査報告書別冊1)】

◆ 個票No. * XXXXX市(▲▲圏域)

個票イメージ

【プロフィール情報】	人口(平成30年住民基本台帳ベース): ● 人	【整備済み拠点等】	【機能別充足度スコア(合計)】
	身体障害者手帳所持者数(平成31年2月調査時点): ● 人	●ヶ所	市町村単位: ●pt ▲位
	療育手帳所持者数(平成31年2月調査時点): ● 人	※2018年9月末日時点	圏域単位: ●pt ▲位
	精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成31年2月調査時点): ● 人		

当該市町村の充足度スコアをもとに作成したレーダーチャート



地域生活支援拠点等を2018年9月末日時点で整備済みの市町村から得られた調査票「§2.必要な機能の具体的な内容【拠点等1～4】」の回答結果に基づき、拠点等1～4の充足度を下表に示すルールのもとでスコア化した。

圏域単位の充足度スコアは、**圏域を構成する市町村**の平均スコア(分母は有効回答の市町村数)を採用している。

圏域の名称について、同圏域と考えられる場合において、名称が統一されていないケース、「予定」、「未定」等と記載があったケースについては、集計・分析上の観点から、適宜所要の修正を行っている。

充足度	スコア	等価性の判断基準
十分	8pt	十分×1ヶ所 = 概ね十分×2ヶ所
概ね十分	4pt	概ね十分×1ヶ所 = やや不十分×2ヶ所
やや不十分	2pt	やや不十分×1ヶ所 = 不十分×2ヶ所
不十分	1pt	—
無回答等※	0pt	比較の対象外

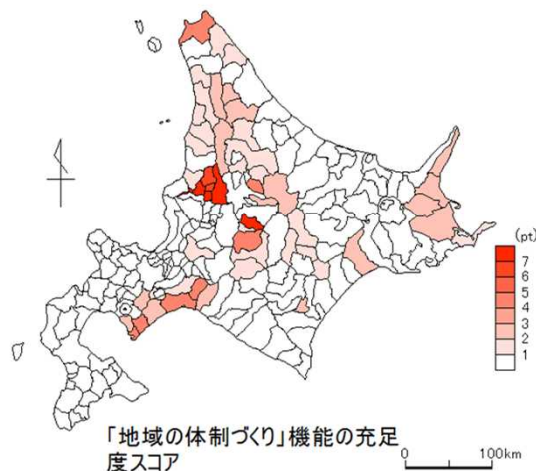
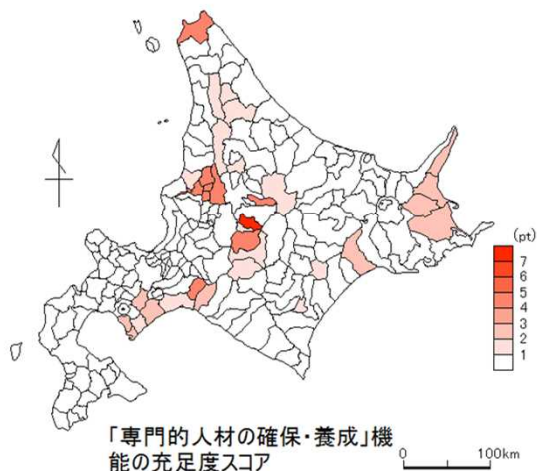
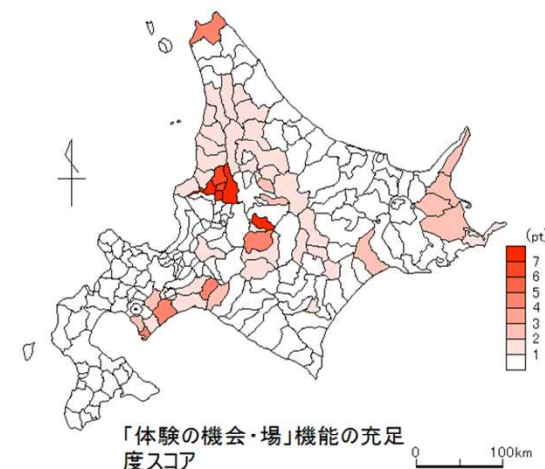
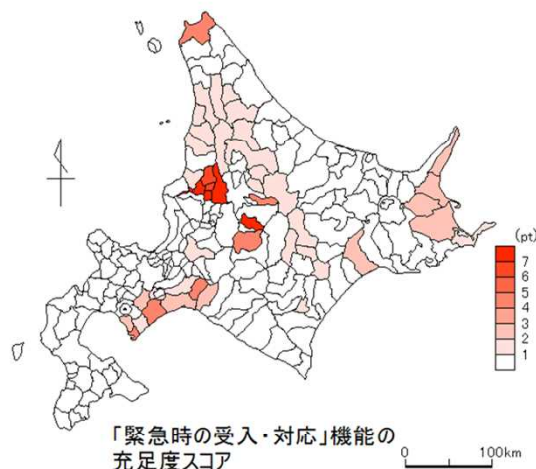
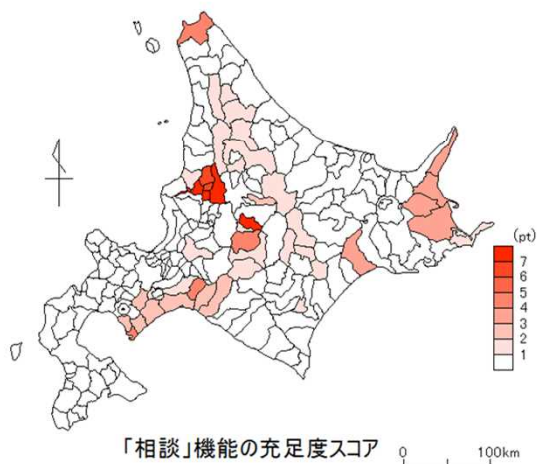
※「当該機能を必要と考えていない」を含む。

(4-2) 必要な機能の具体的な内容－整備済み市町村の機能別充足度マップ－

○ 本調査は、2018年9月末日時点で整備済みの拠点等が備える必要な5つの機能の充足度を一定のルール【参考：整備済み市町村の個票（調査報告書別冊1）】に基づき、市町村単位・圏域単位でスコア化し、必要な5つの機能ごとに拠点等単位で算出したスコアを同一市町村単位で合計した値（以下、「充足度スコア」という。）をもとにコロプレス図（エリア別の集計データを元に地図を色塗り分けして表現する手法。）を作成した。【参考：整備済み市町村の機能別充足度マップ（調査報告書別冊2）】

◆ 整備済み市町村の機能別充足度マップ（01北海道）

北海道の例



同一圏域の市町村については、圏域を構成する市町村の平均スコア（分母は有効回答の市町村）を採用し、同じ色で塗り分けている。なお、圏域の名称について、同圏域と考えられる場合において、名称が統一されていないケース、「予定」、「未定」等と記載があったケースについては、集計・分析上の観点から、適宜所要の修正を行っている。

3. 生活介護のあり方に関する実態調査(結果概要)

1. 調査目的

- 平成28、29年度報酬改定検証調査等において、生活介護の基本的なデータ、サービス提供・サービスメニュー等の状況を把握しているが、生活介護の多種多様な支援実態が明らかになっていることから、次期報酬改定の検討に向けたデータを得ることを目的とする。
- 日中活動サービスの他のサービス(就労系サービス、放課後等デイサービス)においては、質の確保の観点から、報酬の設定等について、実態を踏まえた見直しを行っていることから、同種の生活介護においても検討を行うことが必要である。

2. 調査対象等

- 全国の生活介護事業所のうち、経営主体や地域性を考慮し、無作為抽出による郵送調査を実施。

施設・事業所数	調査対象数	休止・廃止等	調査客体数	有効回答数	有効回答率
9,465	1,900	49	1,851	1,221	64.3%

3. 調査結果のポイント

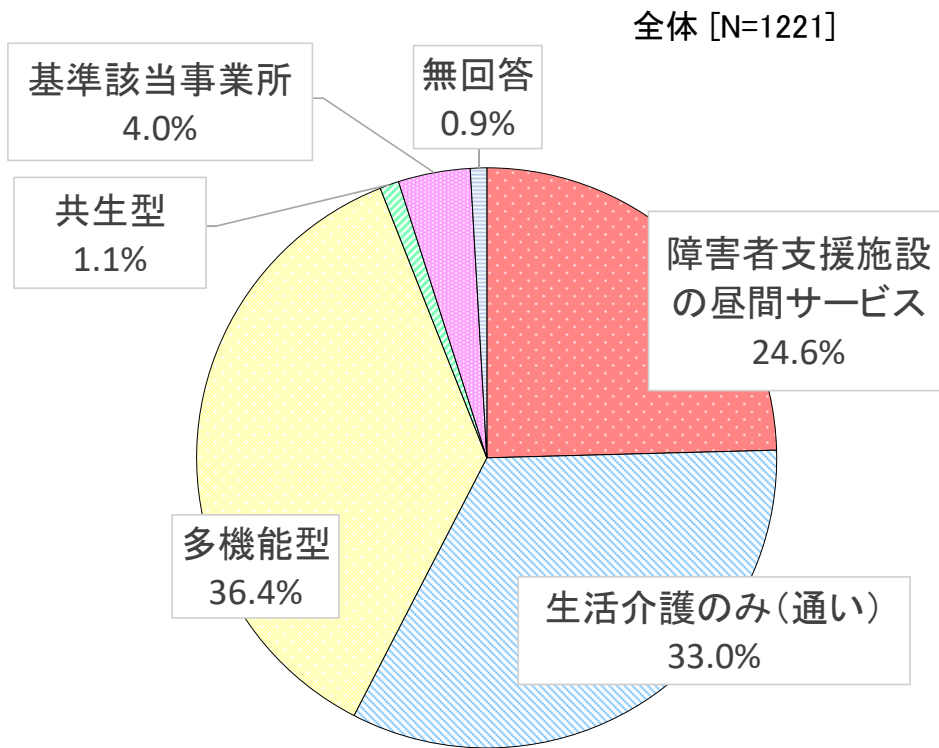
- 【事業所票の結果】 ※1. 集計結果報告書の常勤職員(実人数)に非常勤職員(常勤換算)を加えた人数である。 ※2. 集計結果報告書の合計の利用者数をN数で除して算出した平均値である。
- 生活介護事業所の形態は、「障害者支援施設の昼間サービス」が24.6%、「生活介護のみ(通い)」が33.0%、「多機能型」が36.4%、「共生型」が1.1%、「基準該当事業所」が4.0%となっている。
 - 1事業所当たりの常勤換算の職員数は「生活支援員」が13.7人※1であり、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士との合計は16.3人となっている。
 - 職員数の規模別の事業所数は、「10人未満」の事業所が40.4%と最も多くなっている。次いで多いのが「10人以上20人未満」の24.6%であった。
 - 平均の利用者数は33.3人※2であり、障害支援区分別の割合は「区分6」が42.7%と最も多く、次いで「区分5」の26.8%、「区分4」の20.5%であった。
 - 主たる対象とする障害種別は、「知的障害のみ」が36.7%と最も多く、次いで「身体、知的、精神障害」の15.4%、「特に定めていない」の11.3%であった。
 - 提供サービス別の週間延べ利用者数は、「健康管理、医療的ケア」が延べ69.0人と最も多く、次いで「余暇活動の実施」の延べ54.3人であった。
- 【利用者票の結果】 ※3. 1週間の支援時間の合計20.9時間を100%として、業務内容別の支援時間の内訳の構成比(%)を算出したものである。
- 利用者の強度行動障害の有無は、「あり」が16.5%となっている。
 - 障害支援区分は、「区分6」が40.8%、「区分5」が26.0%、「区分4」が22.0%となっている。
 - 1週間の総支援時間に占める、業務内容別の支援時間の割合をみると、「見守り」が23.8%と最も高くなっており、次いで「社会生活支援」の19.4%、「生活自立支援」の13.3%となっている。「食事」は9.7%、「排泄」は4.3%、「入浴・清潔保持・整容・更衣」は5.2%であった※3。

(1) 事業所の概要

【事業所票の結果】 ※1. 集計結果報告書の常勤職員(実人数)に非常勤職員(常勤換算)を加えた人数である。

- 生活介護事業所の形態は、「障害者支援施設の昼間サービス」が24.6%、「生活介護のみ(通い)」が33.0%、「多機能型」が36.4%、「共生型」が1.1%、「基準該当事業所」が4.0%となっている。
- 1事業所当たりの常勤換算の職員数は「生活支援員」が13.7人※1であり、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士との合計は16.3人となっている。
- 職員数の規模別の事業所数は、「10人未満」の事業所が40.4%と最も多くなっている。次いで多いのが「10人以上20人未満」の24.6%であった。

事業所の形態

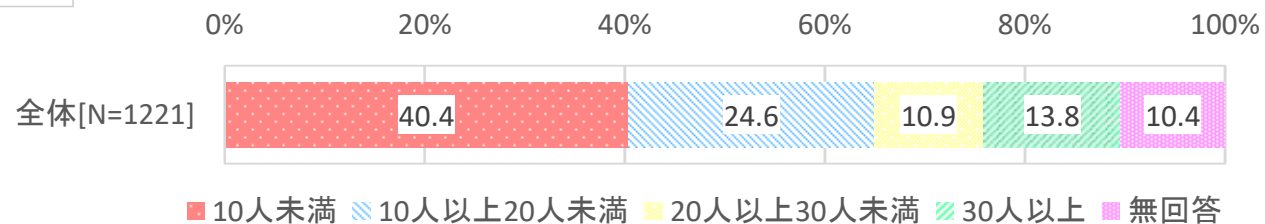


常勤換算の職員数

1事業所当たりの常勤換算の職種別の職員数(人)	全体 【N数=1094】 事業所平均
回答	
サービス管理責任者	1.2
看護職員	1.2
理学療法士	0.1
作業療法士	0.1
生活支援員	13.7
合計	16.3

職員数の規模別の事業所数

常勤換算の職員数の規模(4階級)別の事業所数の構成比(%)



(2) サービスの状況

※2. 集計結果報告書の合計の利用者数をN数で除して算出した平均値である。

- 平均の利用者数は33.3人※2であり、障害支援区分別の割合は「区分6」が42.7%と最も多く、次いで「区分5」の26.8%、「区分4」の20.5%であった。
- 主たる対象とする障害種別は、「知的障害のみ」が36.7%と最も多く、次いで「身体、知的、精神障害」の15.4%、「特に定めていない」の11.3%であった。
- 提供サービス別の週間延べ利用者数は、「健康管理、医療的ケア」が延べ69.0人と最も多く、次いで「余暇活動の実施」の延べ54.3人であった。

障害支援区分別の利用者数

1事業所当たりの障害支援区分別の利用者数(人)	全体 【N数=1163】	
	事業所平均	割合
回答		
合計:	33.3	100.0%
区分1	0.0	0.0%
区分2	0.4	1.1%
区分3	2.8	8.3%
区分4	6.8	20.5%
区分5	8.9	26.8%
区分6	14.2	42.7%
障害児・非該当・その他	0.2	0.6%

主たる対象の障害種別 上位9パターン

主たる対象の障害種別別の事業所数の割合(%)					全体	
身体障害	知的障害	精神障害	難病	障害児	件数	割合
合計(N数):					1221	100.0%
-	○	-	-	-	448	36.7%
○	○	○	-	-	188	15.4%
特に定めていない					138	11.3%
○	○	-	-	-	114	9.3%
○	-	-	-	-	93	7.6%
○	○	○	○	-	83	6.8%
-	○	○	-	-	39	3.2%
○	○	-	-	○	14	1.1%
○	○	-	○	-	13	1.1%
○	○	○	○	○	13	1.1%

提供サービス別の週間延べ利用者数

1事業所当たりの提供サービス別の週間延べ利用者数(人)	全体 【N数=1169】	
	総数	事業所平均
回答		
機能訓練等(理学療法、作業療法等)	22,746	19.5
健康管理、医療的ケア	80,643	69.0
入浴	53,868	46.1
生産活動の実施(自主製品の製造販売、下請け・内職作業、労務提供、喫茶店等ショップ経営等)	53,477	45.7
創作活動の実施(造形、絵画、園芸等)	42,600	36.4
余暇活動の実施(レクリエーション、カラオケ、ビデオ鑑賞、余暇としての買物や散歩等)	63,448	54.3
日常生活上の相談支援	23,687	20.3
その他(買物、散歩等)	30,333	25.9

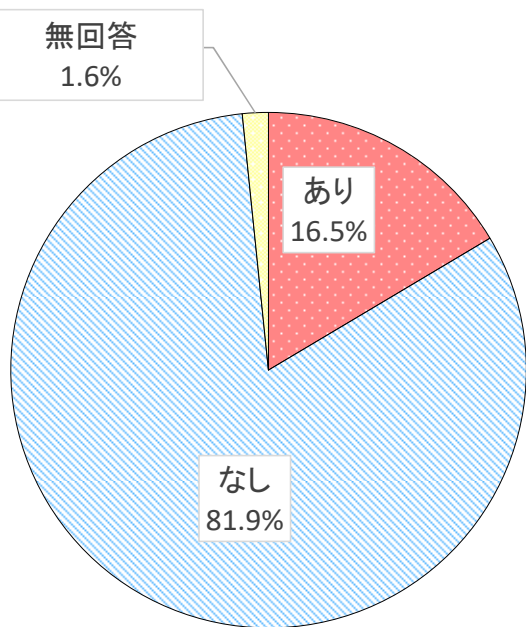
(3) 利用者の状況

【利用者票の結果】 ※3. 1週間の支援時間の合計20.9時間を100%として、業務内容別の支援時間の内訳の構成比(%)を算出したものである。

- 利用者の強度行動障害の有無は、「あり」が16.5%となっている。
- 障害支援区分は、「区分6」が40.8%、「区分5」が26.0%、「区分4」が22.0%となっている。
- 1週間の総支援時間に占める、業務内容別の支援時間の割合をみると、「見守り」が23.8%と最も高くなっており、次いで「社会生活支援」の19.4%、「生活自立支援」の13.3%となっている。「食事」は9.7%、「排泄」は4.3%、「入浴・清潔保持・整容・更衣」は5.2%であった※3。

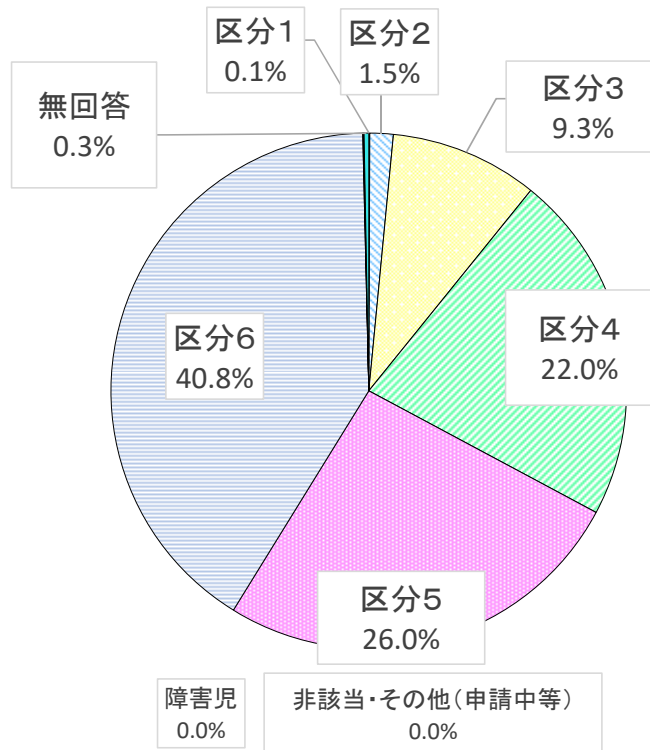
強度行動障害の有無

[N=19415]



障害支援区分

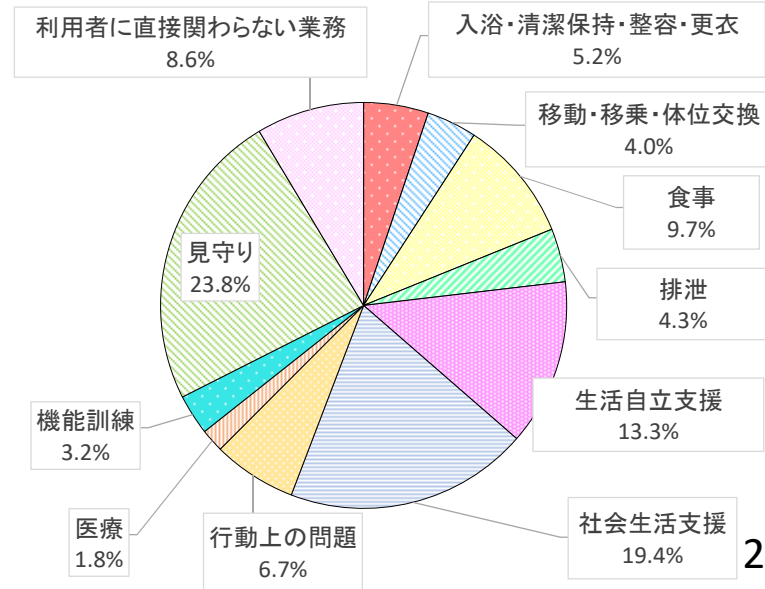
[N=19415]



1週間の支援時間

利用者1人当たりの業務内容別の週間総支援時間(時間)	全体 【N数=18454】 利用者平均
回答	
入浴・清潔保持・整容・更衣	1.1
移動・移乗・体位交換	0.8
食事	2.0
排泄	0.9
生活自立支援	2.8
社会生活支援	4.1
行動上の問題	1.4
医療	0.4
機能訓練	0.7
見守り	5.0
利用者に直接関わらない業務	1.8
合計	20.9

[N=18454]



4. 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究(結果概要)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて」が挙げられており、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する必要がある。
- 本調査においては、共同生活援助事業者(個人ヘルパーの受入)、居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者(個人ヘルパーの派遣)に対し、経過措置の利用状況について調査を行い、職員配置や支援時間、報酬算定等の関係性を分析し、効果的・効率的な支援方法を検証することを目的とする。

2. 調査対象等

- ①個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置を適用している利用者がいるすべての共同生活援助事業所
 - ②共同生活援助事業所の利用者に個人単位で居宅介護等のサービス提供をしている居宅介護事業所、重度訪問介護事業所
- ※上記①の調査結果を基に、個人単位で居宅介護等のサービス提供をしている居宅介護事業所、重度訪問介護事業所の情報を把握し、それらすべての事業所に対して調査を実施する方式とした。

事業所種別	事業所数	調査対象数	有効回答数	有効回答率
①共同生活援助事業所	7,966	453	187	41.3%
②居宅介護事業所／ 重度訪問介護事業所	23,366/ 21,744	359	196	54.6%

※上記②においては、回答を容易にするため、サービス提供状況については報酬請求上の区分で回答を求めた上で、個人ヘルパーの支援時間を推計により算出した。

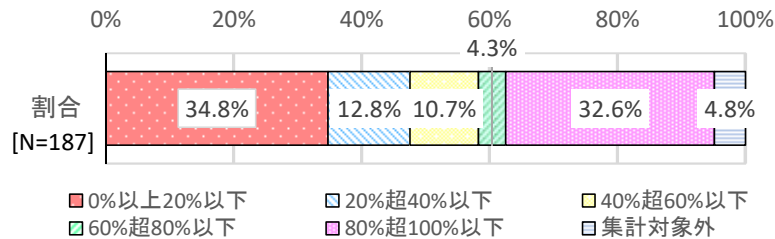
3. 調査結果のポイント

- 事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となっており、緩やかな二極化の傾向が見られた。
- 個人ヘルパー利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数(平成30年9月の1か月間)は、「26~30日」の割合が最も多く、「個人ヘルパー利用総数」で45.1%、「うち居宅のみの利用」で40.2%、「うち重度訪問介護のみの利用」で61.9%、「うち居宅介護及び重度訪問介護の利用」で64.5%となっていた。
- 「個人ヘルパーを利用しない場合の生活支援員の勤務時間数(基準ベース)」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の生活支援員の勤務時間数(実績値) + 個人ヘルパーの支援時間数(推計値)」の割合について確認すると、当該割合が100%を上回っている事業所、すなわち個人ヘルパーを利用しない場合の配置基準に対して、実際の勤務時間数(生活支援員 + 個人ヘルパー)が上回っている事業所が、世話人配置4:1において54.8%、世話人配置5:1において42.9%、世話人配置6:1において50.0%となっており、およそ半数程度の共同生活援助事業所が該当していた。
- 「個人ヘルパーを利用しない場合の報酬基準額」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の報酬実績額」の割合についてみると、当該割合が100%を上回っているケースが、世話人配置4:1において93.5%、世話人配置5:1において85.7%、世話人配置6:1において100.0%となっていた。

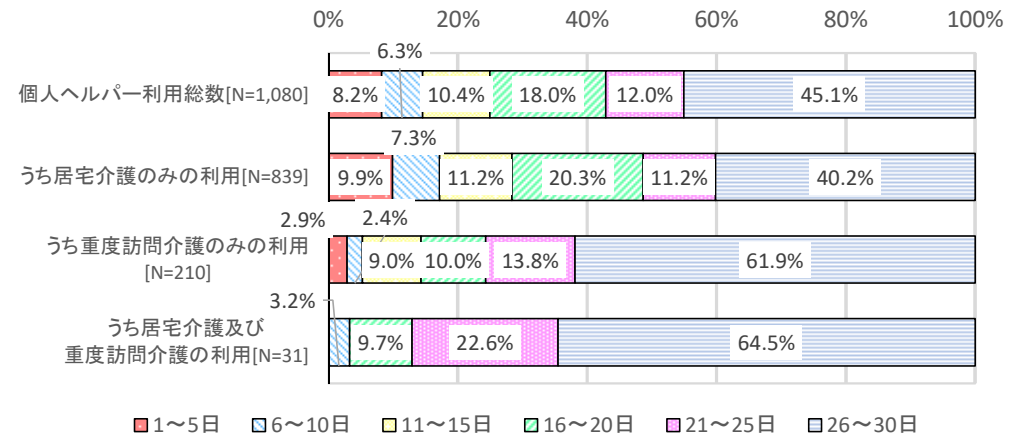
(1) 個人ヘルパー利用者の概要

- 事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となっており、緩やかな二極化の傾向が見られた。
- 個人ヘルパー利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数(平成30年9月の1か月間)の階級別の構成比は、個人ヘルパー利用者の総数でみた場合、「26～30日」の割合が最も多く、「個人ヘルパー利用総数」で45.1%、「うち居宅のみの利用」で40.2%、「うち重度訪問介護のみの利用」で61.9%、「うち居宅介護及び重度訪問介護の利用」で64.5%となっていた。
- 利用する居宅介護等事業者数別にみた場合、いずれの利用事業者数においても、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」が最多となっており、利用事業者数が少ない利用者ほど、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」の構成比が高い傾向が見られた。

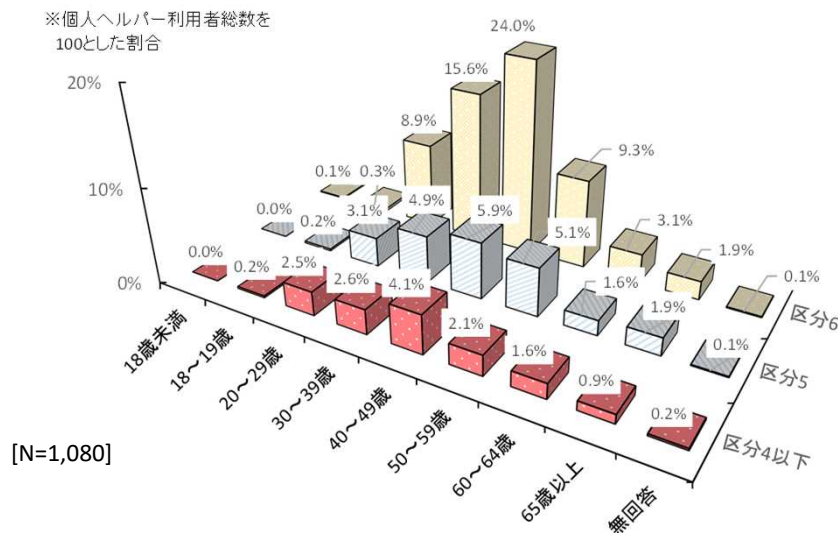
全利用者に占める個人ヘルパー利用割合



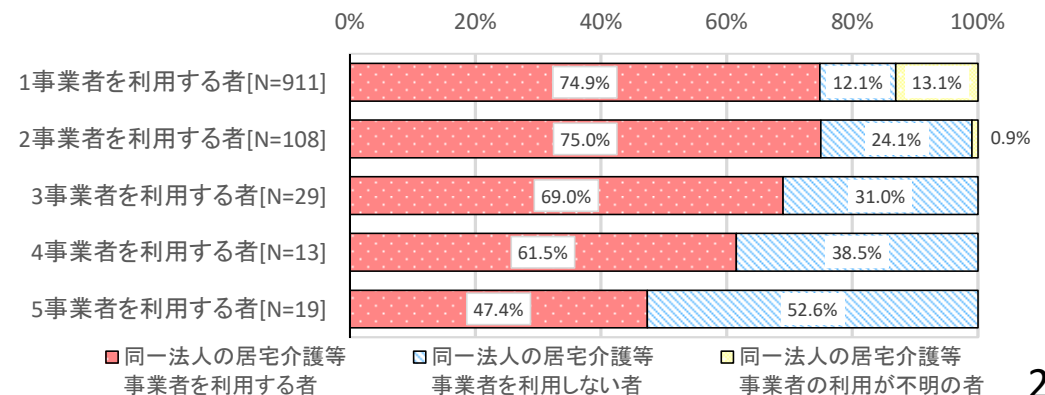
利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数



年齢階級別・障害支援区分別の個人ヘルパー利用者数



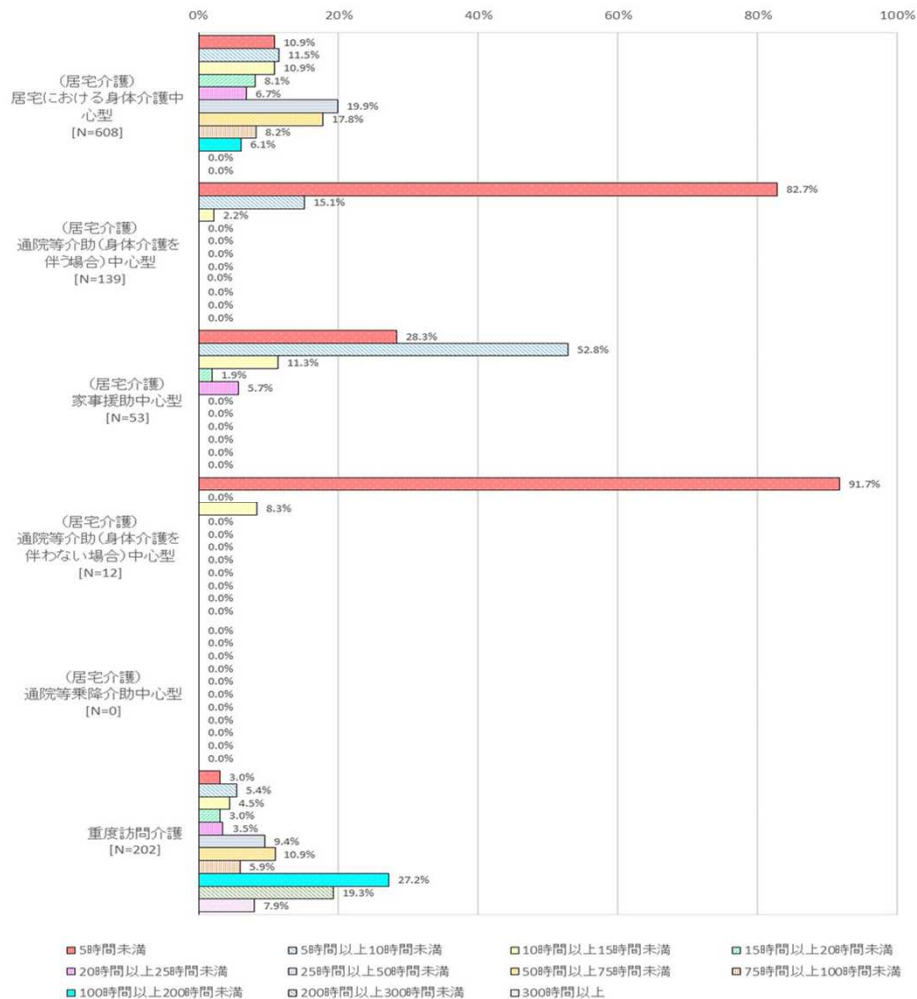
同一法人の居宅介護等事業者を利用する者の構成比



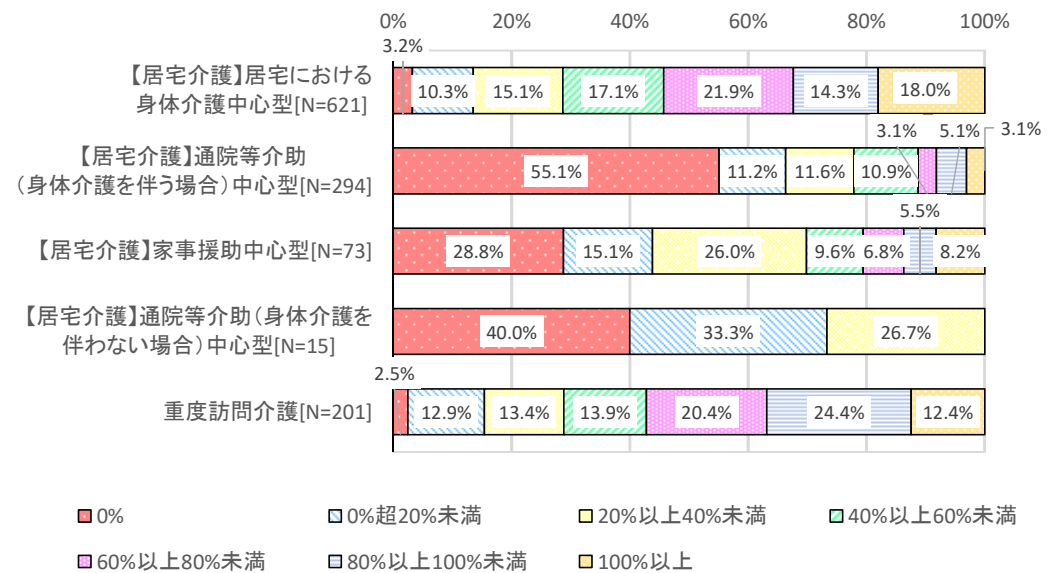
(2) 個人ヘルパーの利用状況

- サービス種類別の個人ヘルパーの支援時間数で最多となっていた時間階級は、「居宅における身体介護中心型」が「25時間以上50時間未満」で19.9%、「通院等介助(身体介護を伴う場合)中心型」が「5時間未満」で82.7%、「家事援助中心型」が「5時間以上10時間未満」で52.8%、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)中心型」が「5時間未満」で91.7%、「重度訪問介護」が「100時間以上200時間未満」で27.2%となっていた。
- 利用者ごとに見た、サービス種類別の支給決定の支給量に対する総支援時間の割合をみると、居宅介護の「居宅における身体介護中心型」では「60%以上80%未満」が21.9%で最も多く、「通院等介助(身体介護を伴う場合)中心型」、「家事援助中心型」、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)中心型」では「0%」が最多となっていた。重度訪問介護では、「80%以上100%未満」が24.4%で最多となっていた。

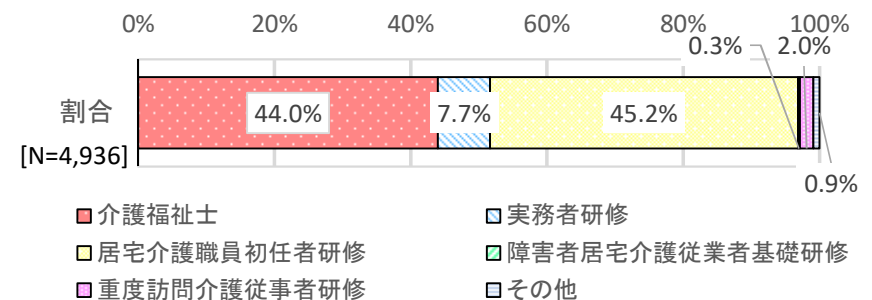
個人ヘルパーの支援時間数



支給決定の支給量に対する総支援時間の割合



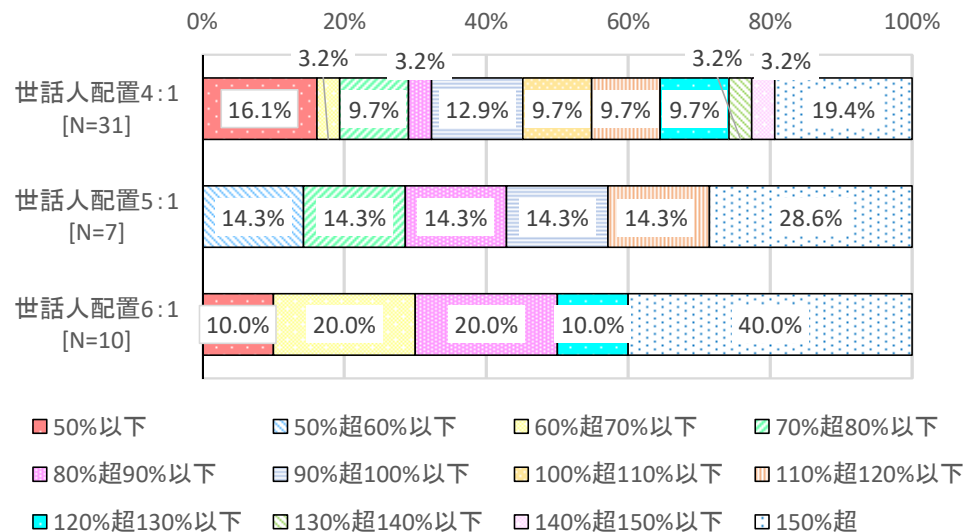
サービスを提供した個人ヘルパーの資格



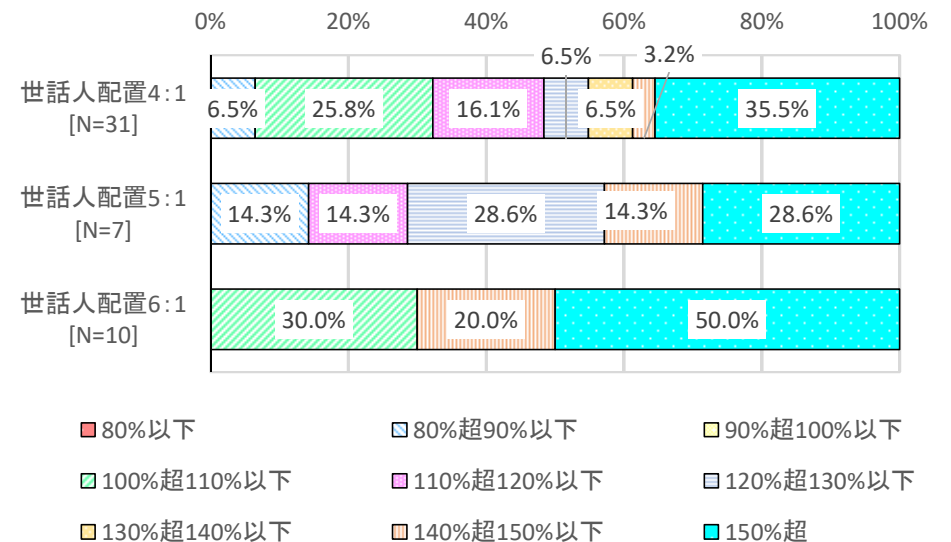
(3) 個人ヘルパー利用に伴う人員及び報酬の状況

- 「個人ヘルパーを利用しない場合の生活支援員の勤務時間数(基準ベース)」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の生活支援員の勤務時間数(実績値)＋個人ヘルパーの支援時間数(推計値)」の割合について確認すると、当該割合が100%を上回っている事業所、すなわち個人ヘルパーを利用しない場合の配置基準に対して、実際の勤務時間数(生活支援員＋個人ヘルパー)が上回っている事業所が、世話人配置4:1において54.8%、世話人配置5:1において42.9%、世話人配置6:1において50.0%となっており、およそ半数程度の共同生活援助事業所が該当していた。
- 「個人ヘルパーを利用しない場合の報酬基準額」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の報酬実績額」の割合についてみると、当該割合が100%を上回っているケースが、世話人配置4:1において93.5%、世話人配置5:1において85.7%、世話人配置6:1において100.0%となっていた。
さらに当該割合が150%を超えるケースは、世話人配置4:1において35.5%、世話人配置5:1において28.6%、世話人配置6:1において50.0%となっており、共同生活援助事業所及び居宅介護等事業所の全体でみた報酬額が、経過措置の利用によってより大きくなっている状況が一定程度発生していることが確認された。

「個人ヘルパーを利用しない場合の生活支援員の勤務時間数(基準ベース)」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の生活支援員及び個人ヘルパーの勤務時間数(実績値、推計値)」の割合



「個人ヘルパーを利用しない場合の報酬基準額」に対する「個人ヘルパーを利用した場合の報酬実績額」の割合



5. 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査(結果概要)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援については、質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数(35件)を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逓減制を導入したところであり、その効果や影響を検証するとともに、計画相談支援・障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する必要がある。
- 本調査では、平成30年度報酬改定で設定した標準担当件数(35件)が相談支援専門員の業務実態等に合った適切な水準となっているか、また、標準担当件数のバラつきが依然としてある場合、バラつきの要因はなにかを検証した上で、それら検証結果を踏まえ、計画相談支援・障害児相談支援における相談支援専門員の担当件数の設定方法のあり方について、平成33年度報酬改定に向けて検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 全国の相談支援事業所のうち、経営主体や地域性を考慮し、無作為抽出による郵送調査を実施。

施設・事業所数	調査対象数	休止・廃止等	調査客体数	有効回答数	有効回答率
12,071	2,000	13	1,987	1,142	57.1%

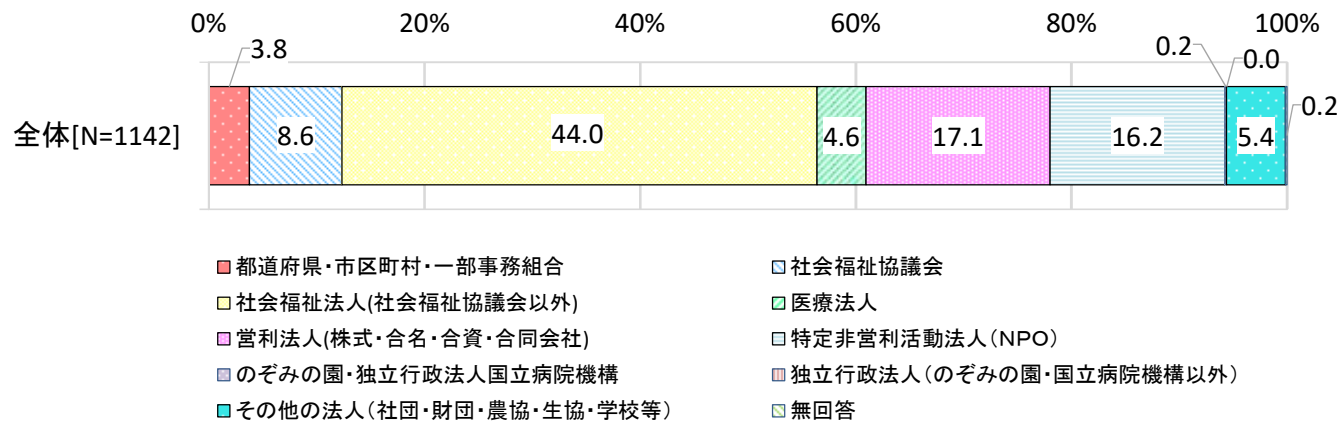
3. 調査結果のポイント

- 平成30年4月～9月の半年間における、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成実績の有無について、「ある」と回答した事業所が98.7%と大半を占めた。平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数は、1事業所あたりの平均で、サービス利用支援34.2件、継続サービス利用支援68.5件、障害児支援利用援助21.3件、継続障害児支援利用援助27.0件となっていた。
- 相談支援専門員の平成30年9月の専従状況は、「相談支援業務以外を兼務」が54.4%と半数以上を占めた。専従の相談支援専門員の総勤務時間は、1人あたり平均で144.6時間であった。一方、兼務の相談支援専門員では、総勤務時間146.2時間、兼務時間63.3時間、兼務割合43.1%となっていた。
- 平成30年4月～9月の半年間における相談支援専門員の計画作成件数は、1人あたりの平均で66.5件、うち、サービス等利用計画が48.5件、障害児支援利用計画が18.0件であった。
- 相談支援専門員1人あたりの半年間の計画作成件数の三分位階級群ごとに、経験年数が「1年未満」「1年以上5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上20年未満」「20年以上」「無回答」の相談支援専門員の人数割合を算出した結果、計画作成件数が多い群ほど、「1年未満」の占める割合が低くなり、「5年以上10年未満」の割合が高くなる傾向にあった。
- 相談支援専門員1人あたりの半年間の計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の居住特性を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、担当利用者に占める「家族と同居」している利用者の割合が高くなり、「独居」の利用者の割合が低くなるという傾向にあった。

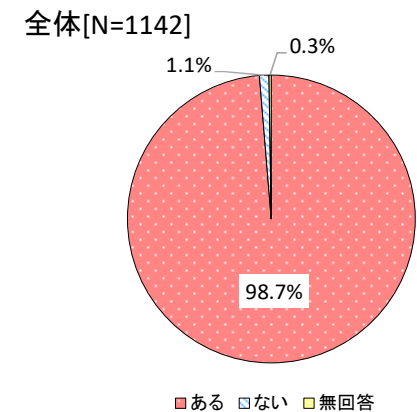
(1) 事業所の概要

- 事業所の経営主体は、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が44.0%と最も多く、次いで、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」が17.1%、「特定非営利活動法人(NPO)」が16.2%となっていた。
- 平成30年4月～9月の半年間における、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成実績の有無について、「ある」と回答した事業所が98.7%と大半を占めていた。
- 平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数は、サービス利用支援34.2件、継続サービス利用支援68.5件、障害児支援利用援助21.3件、継続障害児支援利用援助27.0件となっていた。
- 1事業所あたり相談支援専門員の人数は、「1人」が最も多く38.5%、次いで、「2人」が27.6%、「3人以上5人未満」が20.8%であった。

事業所の経営主体



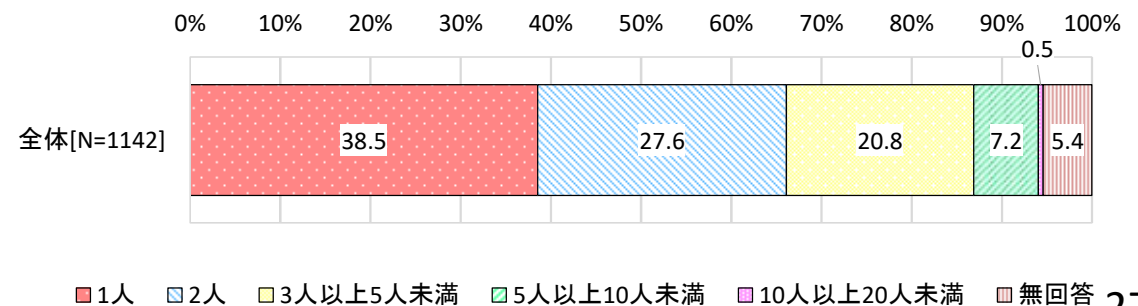
平成30年4月～9月の半年間における計画作成実績の有無



平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数(1事業所平均)

	(単位: 件数)	全体[N=1038]
サービス等利用計画	サービス利用支援	34.2
	継続サービス利用支援	68.5
	(単位: 件数)	全体[N=862]
障害児支援利用計画	障害児支援利用援助	21.3
	継続障害児支援利用援助	27.0

1事業所あたり相談支援専門員の人数

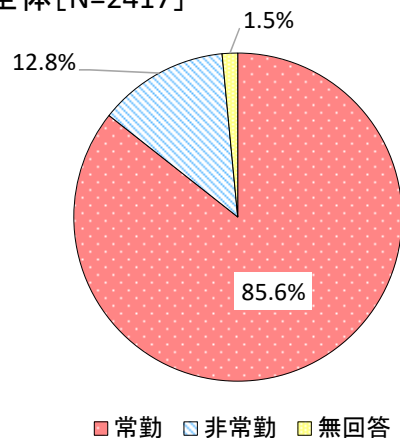


(2) 相談支援専門員の状況

- 相談支援専門員の就業形態は、「常勤」が85.6%と大半を占めた。
- 相談支援専門員の平成30年9月の専従状況は、「相談支援業務以外を兼務」が54.4%と半数以上を占めた。
- 平成30年9月の専従状況で「相談支援業務以外を兼務」を選択した相談支援専門員に対して、兼務職種(9月)を尋ねた結果、「その他」が22.4%と最も多く、次いで「管理者」が19.5%、「地域移行支援・地域定着支援」が11.6%となっていた。
- 専従の相談支援専門員の総勤務時間は、1人あたり平均で144.6時間であった。一方、兼務の相談支援専門員では、総勤務時間146.2時間、兼務時間63.3時間、兼務割合43.1%となっていた。

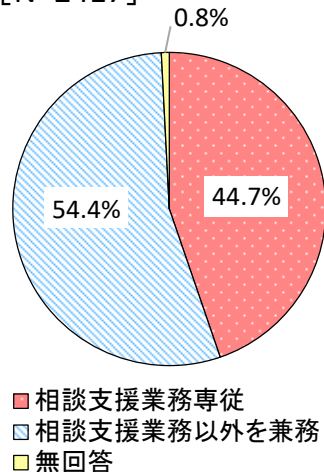
就業形態

全体[N=2417]



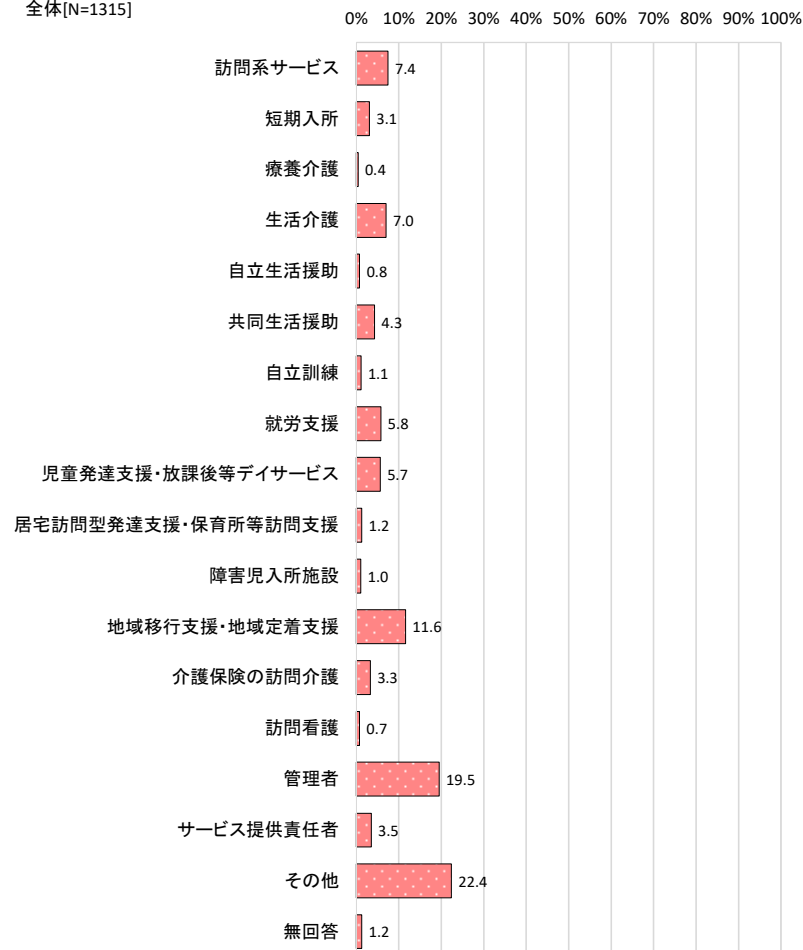
平成30年9月の専従状況

全体[N=2417]



平成30年9月の兼務職種(複数回答)

全体[N=1315]



専従・兼務別、平成30年9月の勤務時間(1人あたり平均)

	(単位:時間)	全体[N=968]
専従の相談支援専門員	総勤務時間	144.6
	(単位:時間)	全体[N=990]
兼務の相談支援専門員	総勤務時間	146.2
	兼務時間	63.3
	兼務割合※	43.1%

※各相談支援専門員の兼務時間を総勤務時間で割った値を、平均したもの

(3) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成状況

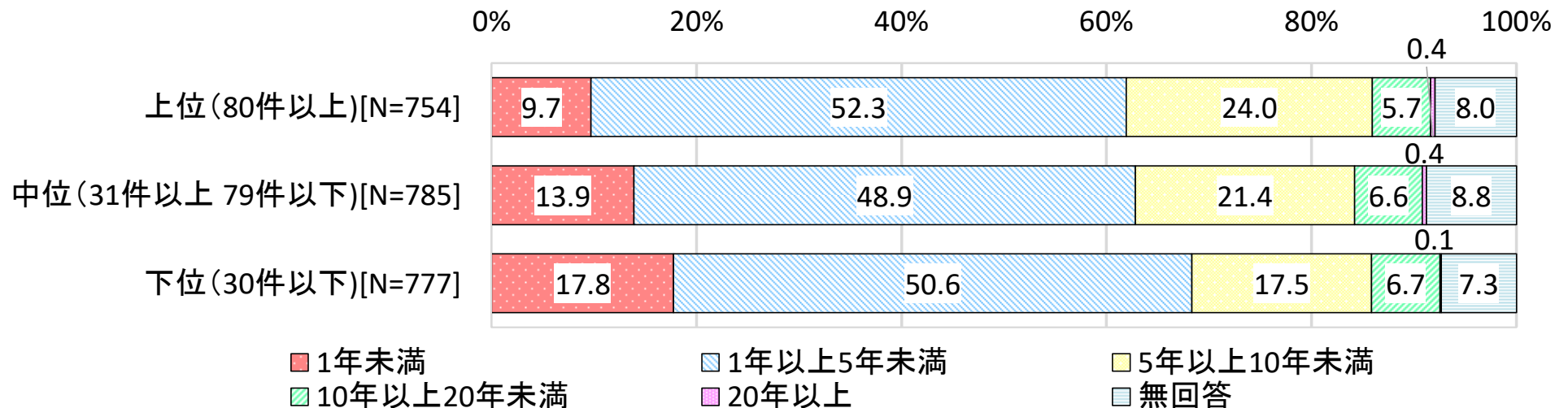
- 平成30年4月～9月の半年間における相談支援専門員1人あたりの計画作成件数の平均は66.5件、うち、サービス等利用計画が48.5件、障害児支援利用計画が18.0件であった。また、半年間の担当利用者数の平均は49.1名、うち、サービス等利用計画に係る利用者が36.3名、障害児支援利用計画に係る利用者が12.8名であった。
- 相談支援専門員1人あたりの半年間の計画作成件数の三分位階級群ごとに、経験年数が「1年未満」「1年以上5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上20年未満」「20年以上」「無回答」の相談支援専門員の人数割合を算出した結果、各階級に占める「1年未満」の相談支援専門員の割合は、上位群では9.7%、中位群では13.9%、下位群では17.8%となっており、件数が多い群ほど、「1年未満」の占める割合が低くなっていた。一方、「5年以上10年未満」の割合は、上位群では24.0%、中位群では21.4%、下位群では17.5%と、件数が多い群ほど、「5年以上10年未満」の割合が高くなる傾向にあった。

平成30年4月～9月の半年間における相談支援専門の計画作成件数・担当利用者数(1人あたり平均)

	全体[N=2316](単位:件数)			全体[N=2305](単位:人数)
	サービス利用支援	継続サービス利用支援	作成件数合計	担当利用者数
サービス等利用計画	16.2	32.3	48.5	36.3
障害児支援利用計画	7.9	10.1	18.0	12.8
合計	24.1	42.4	66.5	49.1

※障害児支援利用計画については、「サービス利用支援」を「障害児支援利用援助」、「継続サービス利用支援」を「継続障害児支援利用援助」に読み替えてください。

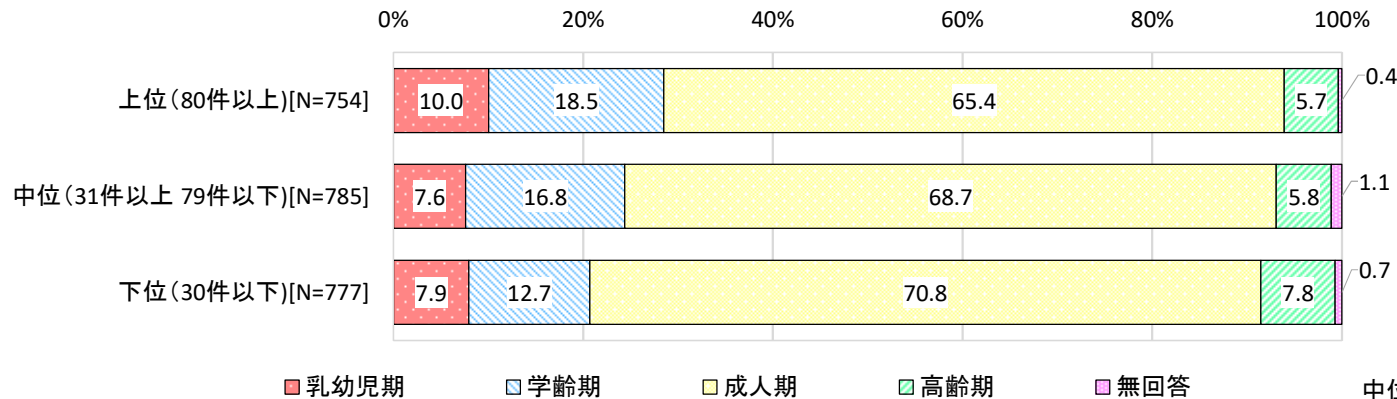
計画作成件数の三分位階級別、相談支援専門員の経験年数



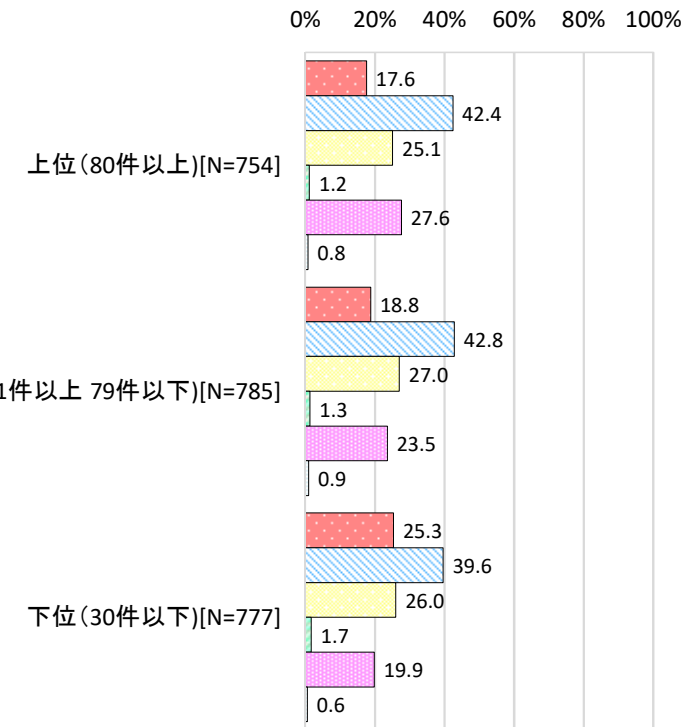
(4) 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級別、担当利用者の状況

- 相談支援専門員1人あたりの、平成30年4月～9月の半年間における計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の年齢区分を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、担当利用者に占める「学齢期」の割合が高くなり、「成人期」・「高齢期」の割合が低くなる傾向にあった。
- 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の障害種別を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、「身体障害」の割合が低くなり、「障害児」の割合が高くなる傾向にあった。
- 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の障害支援区分を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、担当利用者に占める「区分2」から「区分6」までの割合が低くなり、「申請中・障害児・なし」の割合が高くなる傾向にあった。

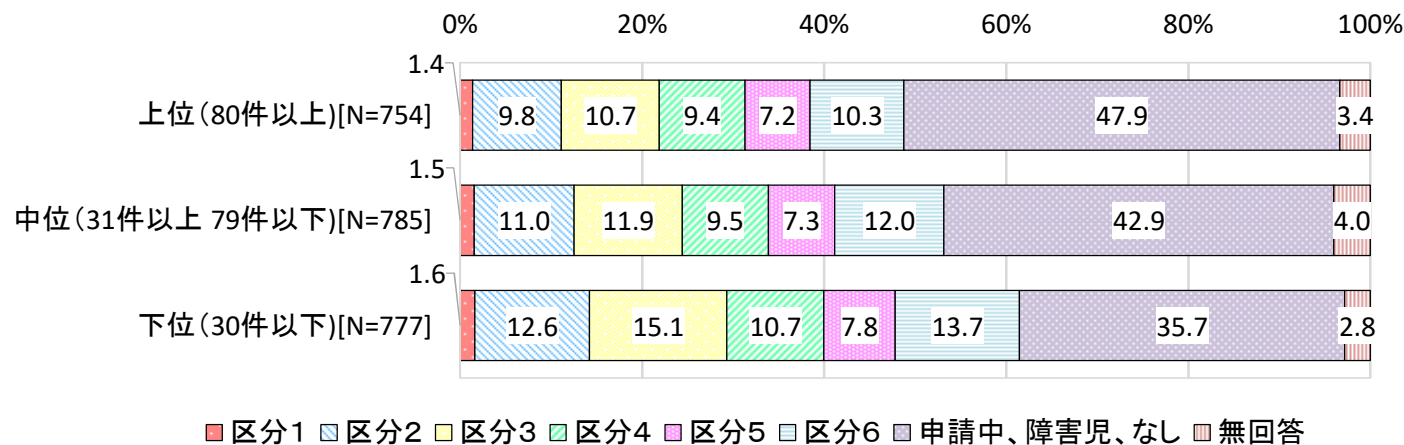
担当利用者の年齢区分



担当利用者の障害種別 (複数回答)



担当利用者の障害支援区分



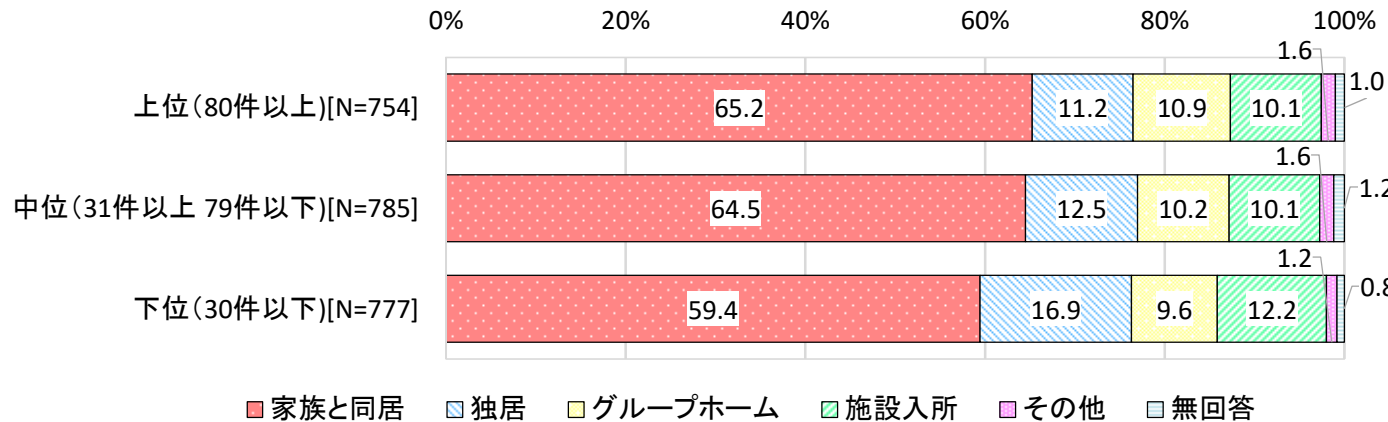
■ 身体障害 ■ 知的障害 ■ 精神障害 ■ 難病 ■ 障害児 ■ 無回答

■ 区分1 ■ 区分2 ■ 区分3 ■ 区分4 ■ 区分5 ■ 区分6 ■ 申請中、障害児、なし ■ 無回答

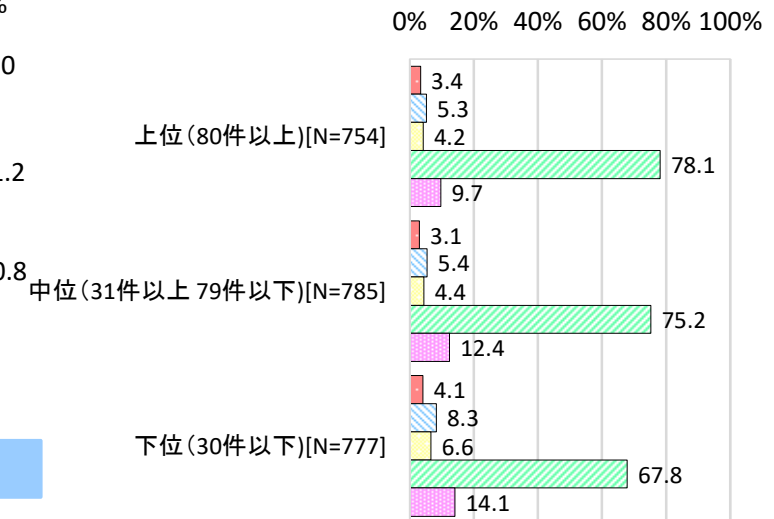
(5) 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級別、担当利用者の状況(続)

- 相談支援専門員1人あたりの半年間の計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の居住特性を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、担当利用者に占める「家族と同居」している利用者の割合が高くなり、「独居」の利用者の割合が低くなるという傾向にあった。
- 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の障害特性を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、「その他の障害児者」の割合が高くなる傾向にあった。
- 相談支援専門員1人あたり計画作成件数の三分位階級群ごとに、担当利用者の訪問にかかる時間を比較した結果、計画作成件数が多い群ほど、担当利用者に占める「10分未満」の割合が低くなり、「20分以上30分未満」の割合が高くなる傾向にあった。

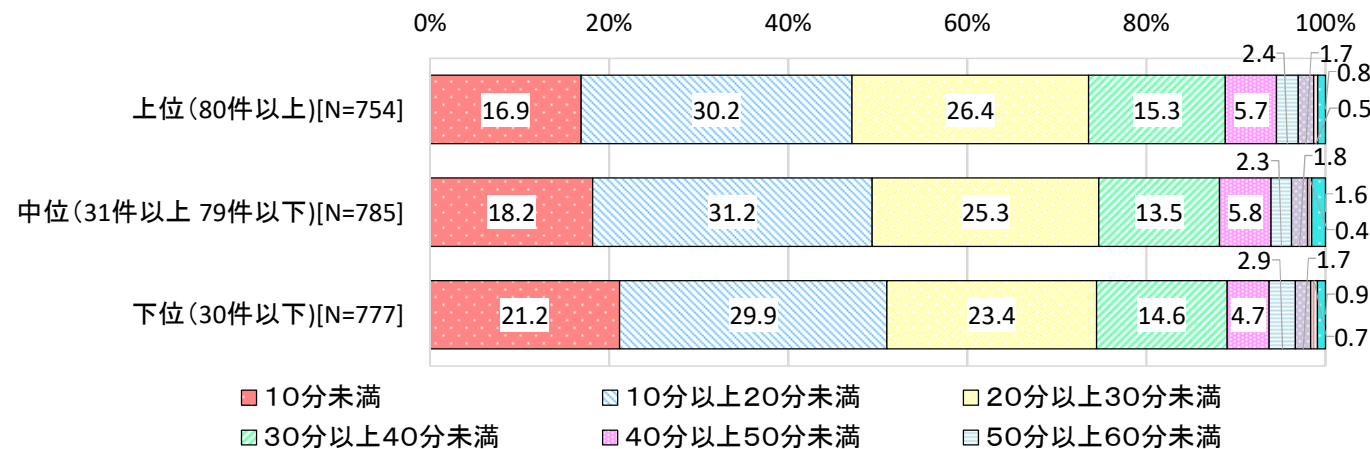
担当利用者の居住特性



担当利用者の障害特性(複数回答)



担当利用者宅への訪問にかかる移動時間



- 強度行動障害を有する障害児者
- 重度心身障害児者
- 医療的ケアを要する障害児者(重心除く)
- その他の障害児者
- 無回答

6. 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査(結果概要)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労系障害福祉サービスに関しては、以下に応じた7段階の基本報酬を設定した。
 - 就労移行支援は前年度の就労定着者(就職後6月に達した者)の割合
 - 就労継続支援A型は前年度の利用者の1日当たりの平均労働時間数
 - 就労継続支援B型は前年度の利用者に支払った平均工賃月額
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにてとりまとめられた平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(平成30年2月5日)では、平成33年度報酬改定に向けて、以下の事項に関しては、引き続き検討、検証を行うこととされている。
 - 一般就労の範囲について、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
 - 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で対応を検討する。
- このため、平成30年度報酬改定による影響・効果を検証するため、報酬改定前後の事業変更の状況、一般就労者数・定着状況、賃金・工賃の状況等を把握し、平成33年度報酬改定に向けた基礎資料を得る。
- また、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにてとりまとめられた報酬改定の概要(平成30年2月5日)において、引き続き検討、検証を行うこととされた事項について検討するため、就労系障害福祉サービス終了後一般就労した者の雇用形態・労働時間数等の実態把握や、就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の適用期間・賃金月額等の実態把握を行う。

2. 調査対象等

- 全国の就労系事業所16,402事業所のうち、経営主体や地域性を考慮し、無作為抽出による郵送調査を実施。

調査票種別	発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
就労移行支援	700	421	411	58.7%
就労継続A型	700	393	380	54.3%
就労継続B型	700	468	465	66.4%

(1) 事業所の状況

- 事業所で実施しているサービスについては、サービス別に見ると、就労移行支援で「就労継続支援B型」も実施している事業所が58.9%と多く、就労継続支援A型では「就労継続支援B型」も実施している事業所が21.8%と多く、就労継続支援B型では「生活介護」も実施している事業所が22.8%と多い。
- 主たる対象とする障害種別を定めているかについては、全体では、「知的障害」が57%前後と最も多く、次いで「精神障害」が52.3%となっている。
- 報酬改定前後(平成30年1月から平成30年11月までの間)における事業変更の有無は、「変更があった」は全体で1.0%にとどまっている。サービス別に見ると、「就労移行支援」は「変更があった」、または「これから見直し、変更を行う予定」と回答した事業所が他と比べて多い。

事業所の実施事業

平成30年9月30日時点

(%)	全体 【N数=1256】		就労移行 支援 【N数=411】		就労継続 支援A型 【N数=380】		就労継続 支援B型 【N数=465】	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
回答								
就労移行支援	505	40.2%	411	100.0%	32	8.4%	62	13.3%
就労継続支援A	465	37.0%	49	11.9%	380	100.0%	36	7.7%
就労継続支援B	790	62.9%	242	58.9%	83	21.8%	465	100.0%
就労定着支援	84	6.7%	58	14.1%	12	3.2%	14	3.0%
生活介護	182	14.5%	63	15.3%	13	3.4%	106	22.8%
自立訓練(機能訓練)	4	0.3%	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
自立訓練(生活訓練)	55	4.4%	37	9.0%	5	1.3%	13	2.8%
その他	64	5.1%	28	6.8%	4	1.1%	32	6.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

事業所の主たる対象

平成30年9月30日時点

(%)	全体 【N数=1256】		就労移行 支援 【N数=411】		就労継続 支援A型 【N数=380】		就労継続 支援B型 【N数=465】	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
回答								
身体障害	461	36.7%	145	35.3%	182	47.9%	134	28.8%
知的障害	719	57.2%	233	56.7%	222	58.4%	264	56.8%
精神障害	643	51.2%	209	50.9%	214	56.3%	220	47.3%
発達障害	280	22.3%	120	29.2%	98	25.8%	62	13.3%
高次脳機能障害	144	11.5%	72	17.5%	44	11.6%	28	6.0%
難病	194	15.4%	75	18.2%	83	21.8%	36	7.7%
特にきめていない	418	33.3%	133	32.4%	154	40.5%	131	28.2%
無回答	6	0.5%	2	0.5%	0	0.0%	4	0.9%

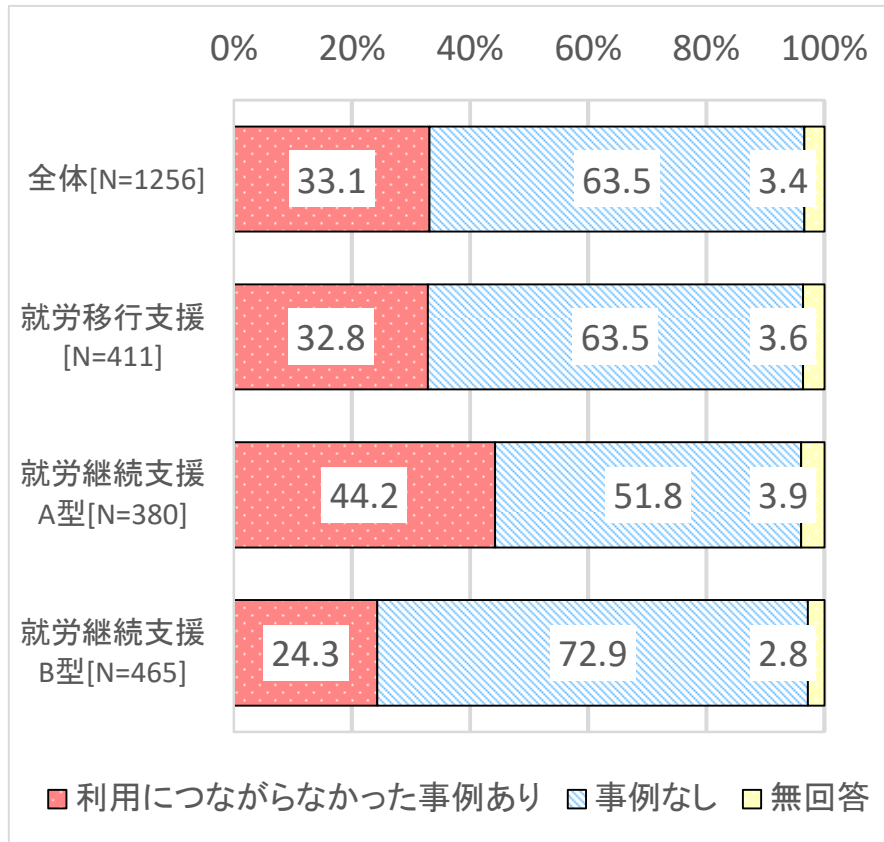
事業の変更の有無

(%)	全体		就労移行 支援		就労継続 支援A型		就労継続 支援B型	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計(N数):	1256	100.0%	411	100.0%	380	100.0%	465	100.0%
変更はない	1222	97.3%	395	96.1%	375	98.7%	452	97.2%
変更があった	13	1.0%	5	1.2%	1	0.3%	7	1.5%
これから見直し、 変更を行う予定	9	0.7%	8	1.9%	1	0.3%	0	0.0%
無回答	12	1.0%	3	0.7%	3	0.8%	6	1.3%

(2) サービス利用につながらなかった事例

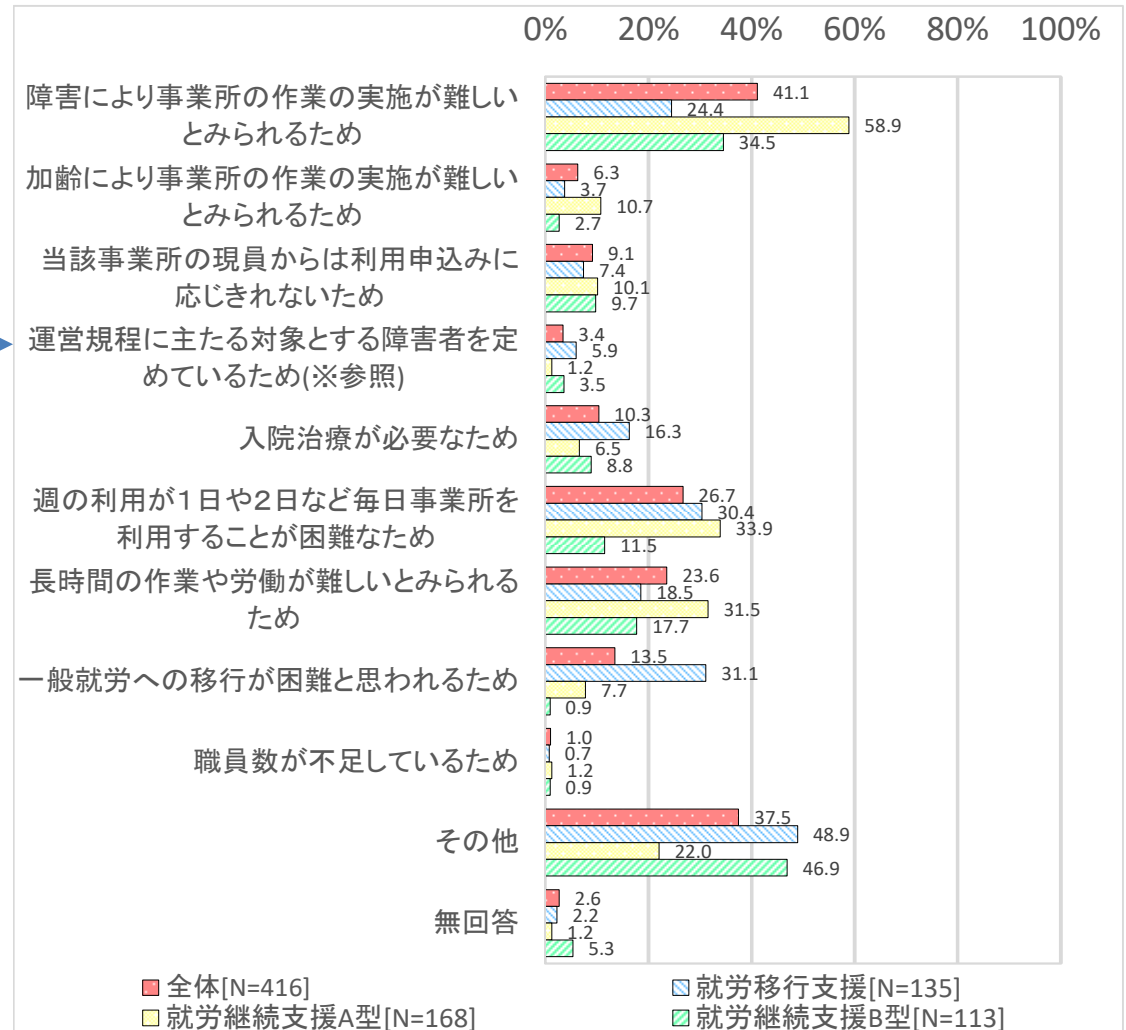
- 平成30年4月から11月において、サービス利用につながらなかった事例の有無は、全体では33.1%が「あり」と回答した。サービス別に見ると「就労継続支援A型」が44.2%、「就労移行支援」が32.8%、「就労継続支援B型」が24.3%となっていた。
- サービス利用につながらなかった理由は、全体で見ると「障害により事業所の作業の実施が難しいとみられるため」が41.1%で最も多く、次いで「週の利用が1日や2日など毎日事業所を利用することが困難なため」が26.7%であった。サービス別に見ると「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」では「障害により事業所の作業の実施が難しいとみられるため」がそれぞれ58.9%と34.5%で最も多く、「就労移行支援」では「一般就労への移行が困難と思われるため」が31.1%で最も多かった。

サービス利用につながらなかった事例の有無



※運営規程に主たる対象とする障害者を定めており、該当しない者からの利用申込みがあったが、適切なサービスを提供することが困難なため

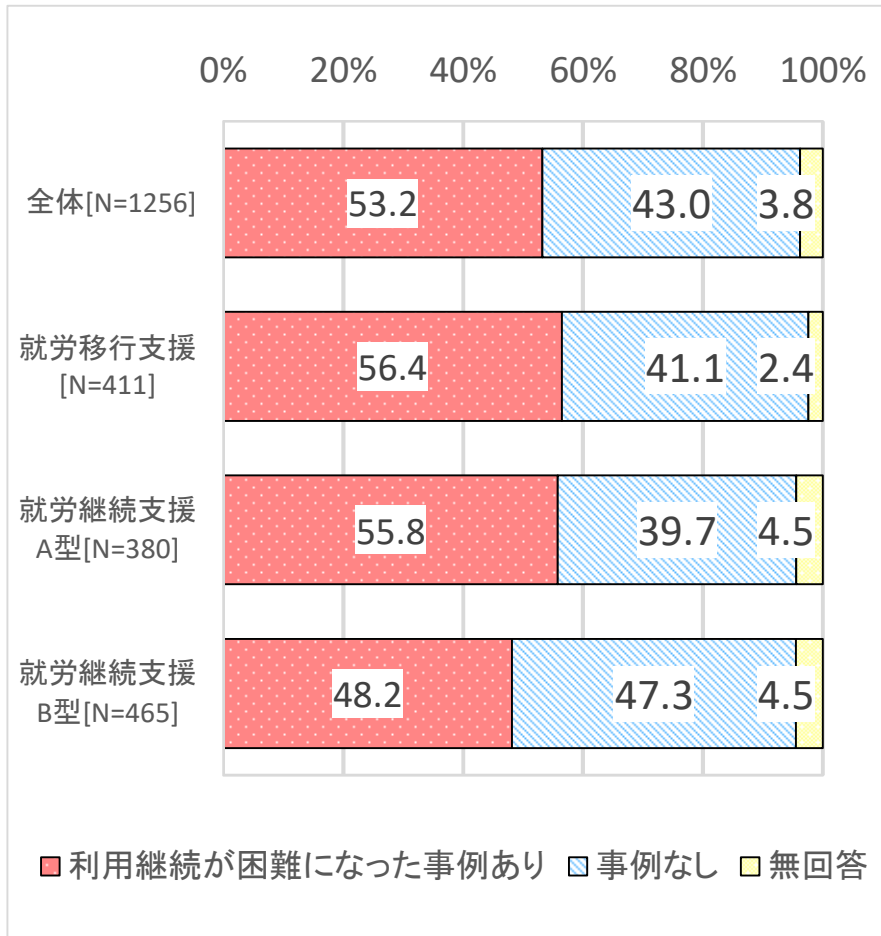
サービス利用につながらなかった理由〔複数回答〕



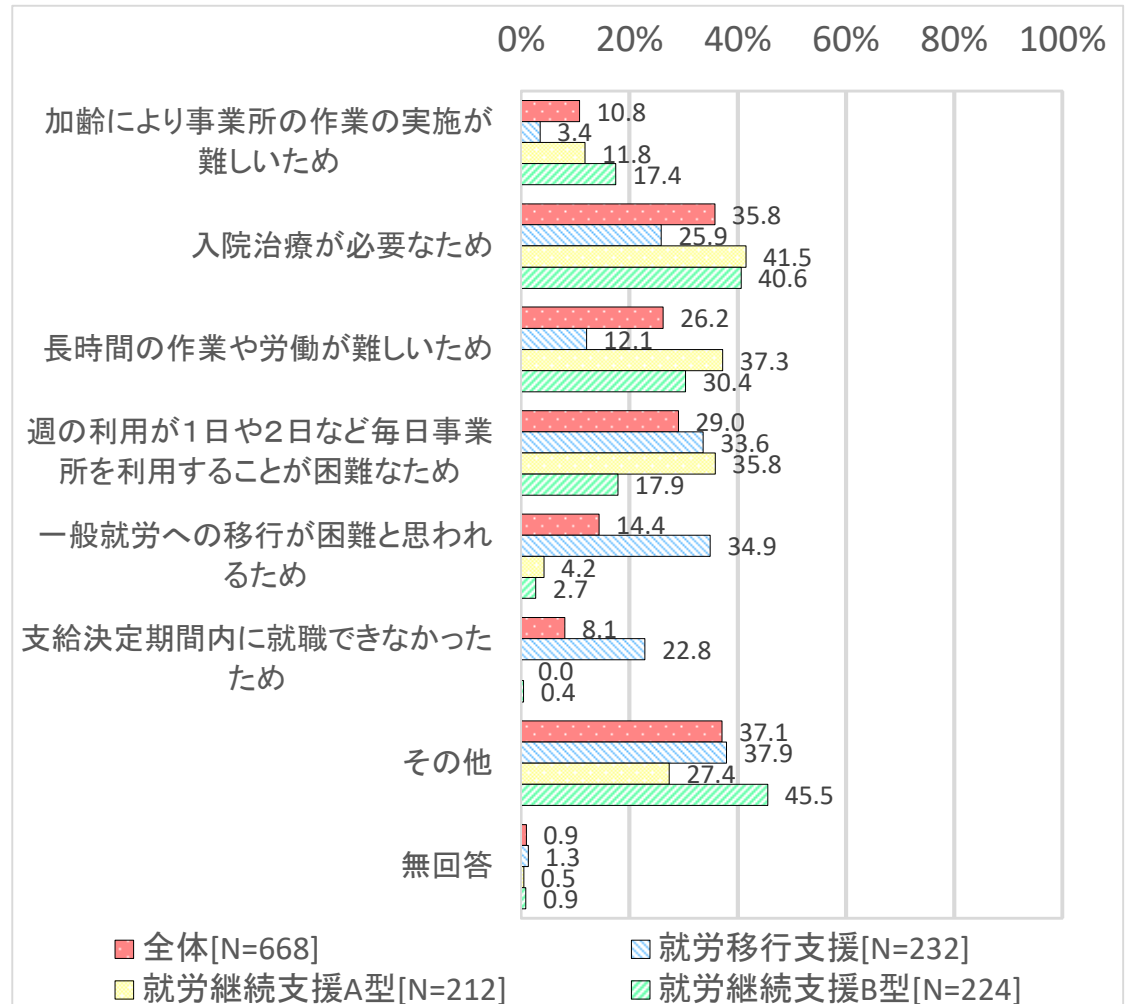
(3) サービスの利用継続が困難になった状況

- 平成30年4月から11月において、サービスの利用継続が困難になった事例は、全体では53.2%が「利用継続困難の事例あり」と回答している。サービス別に見ると、「就労移行支援」は56.4%、「就労継続支援A型」は55.8%、「就労継続支援B型」は48.2%となっている。
- サービスの利用継続が困難になった理由は、「その他」を除くと、全体で見ると「入院治療が必要」が35.8%で最も多く、次いで「週の利用が1日や2日など毎日事業所を利用することが困難」が29.0%であった。サービス別に見ると、「就労移行支援」では「一般就労への移行が困難と思われるため」が34.9%で最も多い。「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」では「入院治療が必要」がそれぞれ41.5%と40.6%で最も多い。

サービスの利用継続が困難になった事例の有無



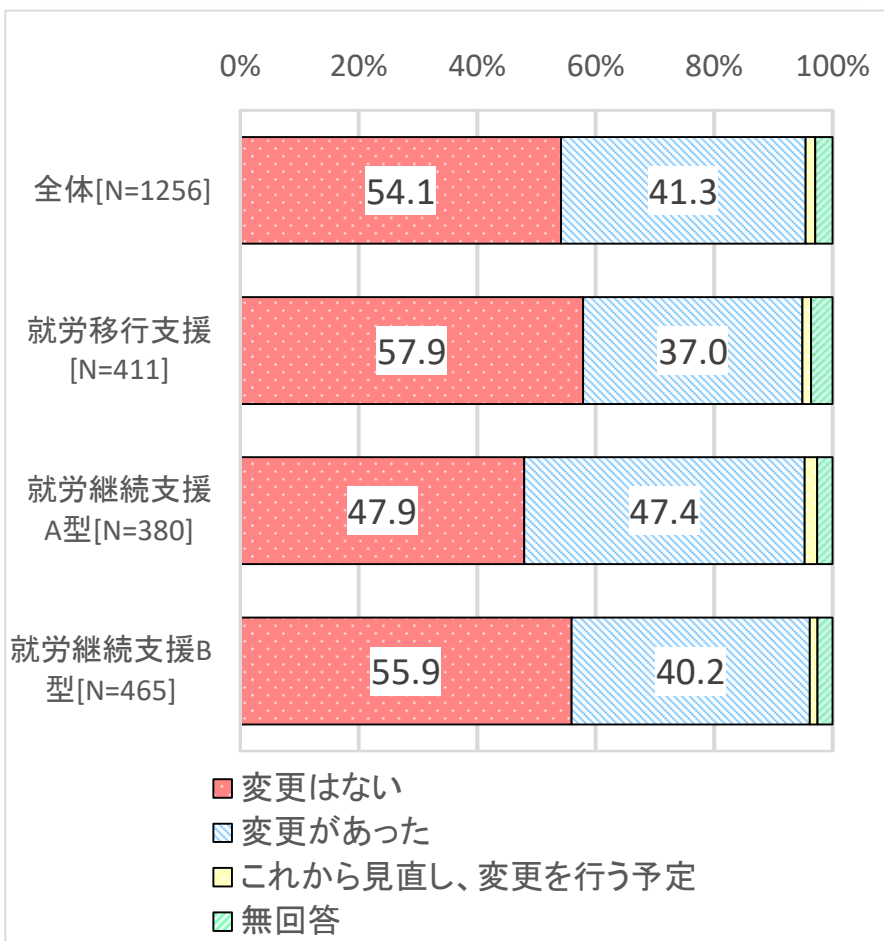
サービスの利用継続が困難になった理由〔複数回答〕



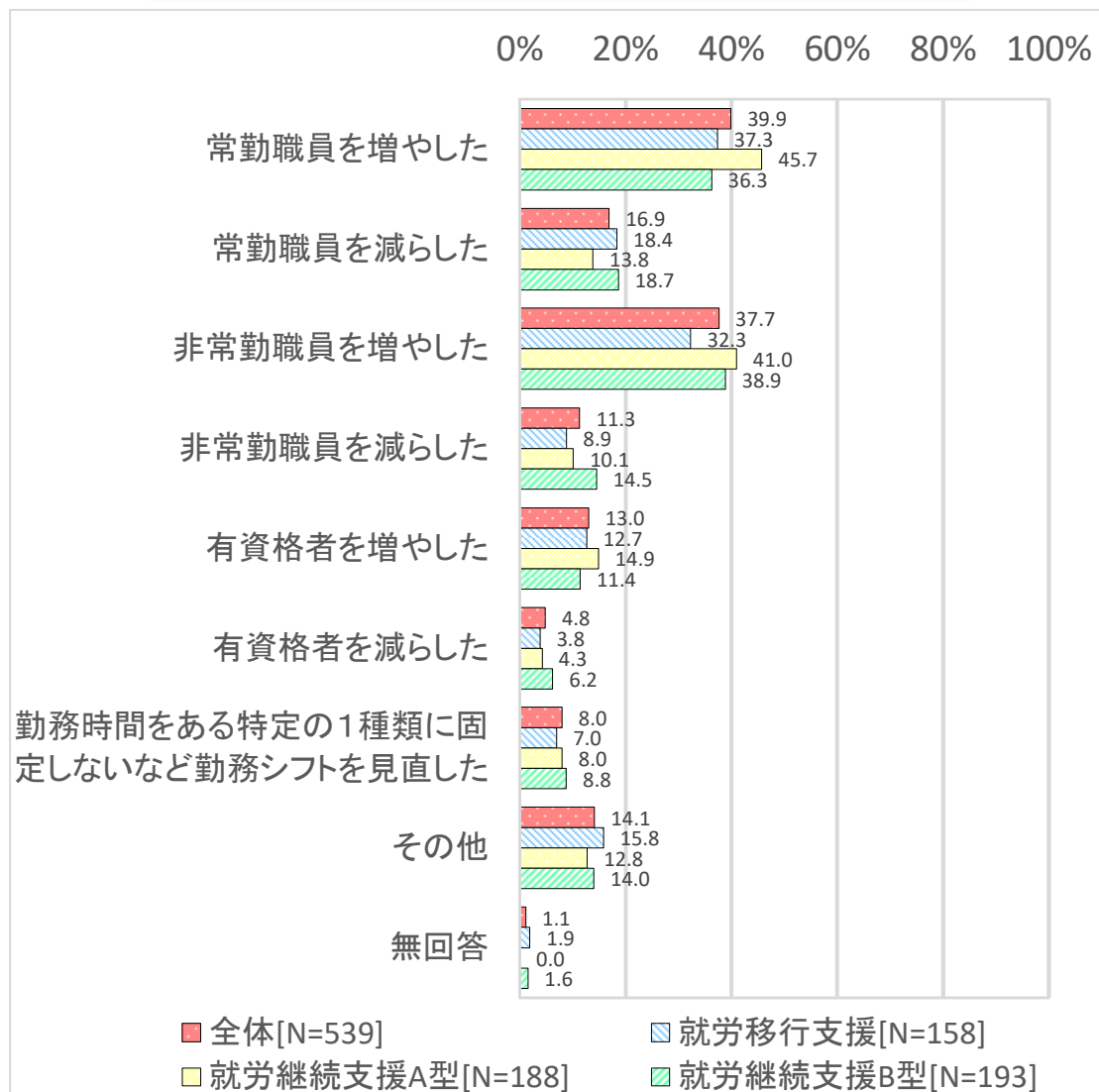
(4) 職員配置の状況

- 平成30年1月から平成30年11月の間における職員配置の変更については、全体の41.3%が「変更があった」と回答した。サービス別に見ると、「就労継続支援A型」は「変更があった」、「これから見直し、変更を行う予定」と回答した事業所が合わせて49.5%あり、他と比べて多かった。
- 職員配置の変更内容は、全体的に職員を増やした事業所が多い。特に「就労継続支援A型」でその傾向が顕著であった。

職員配置の変更の有無



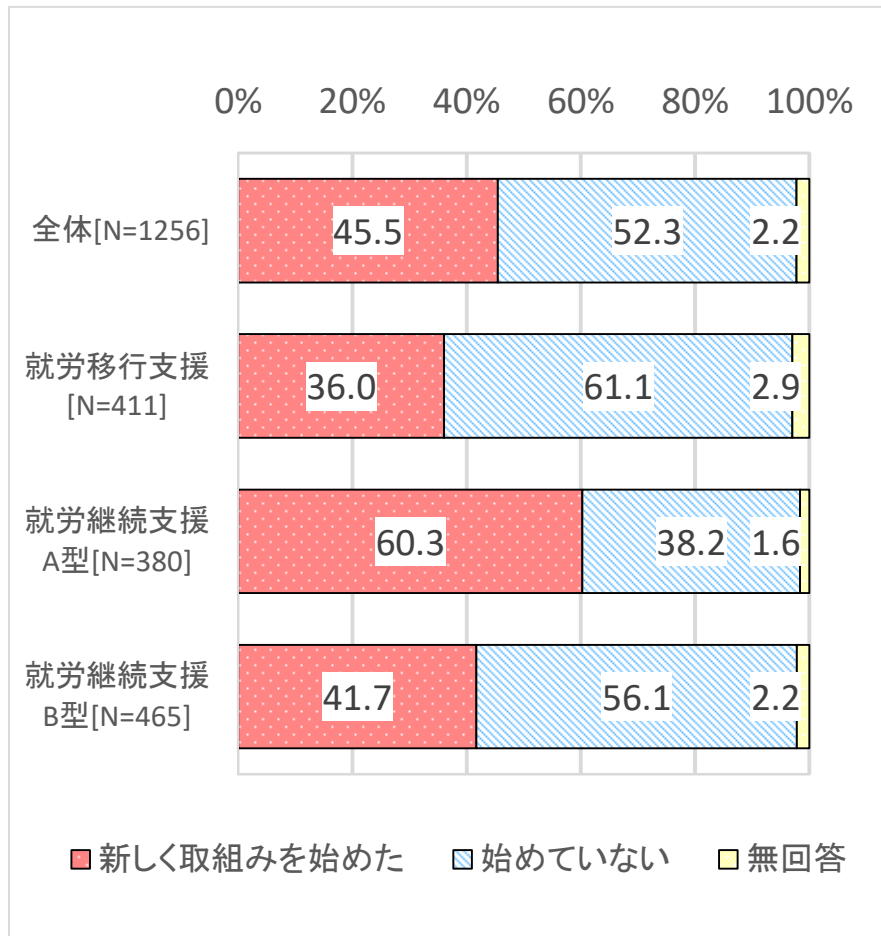
職員配置の変更内容〔複数回答〕



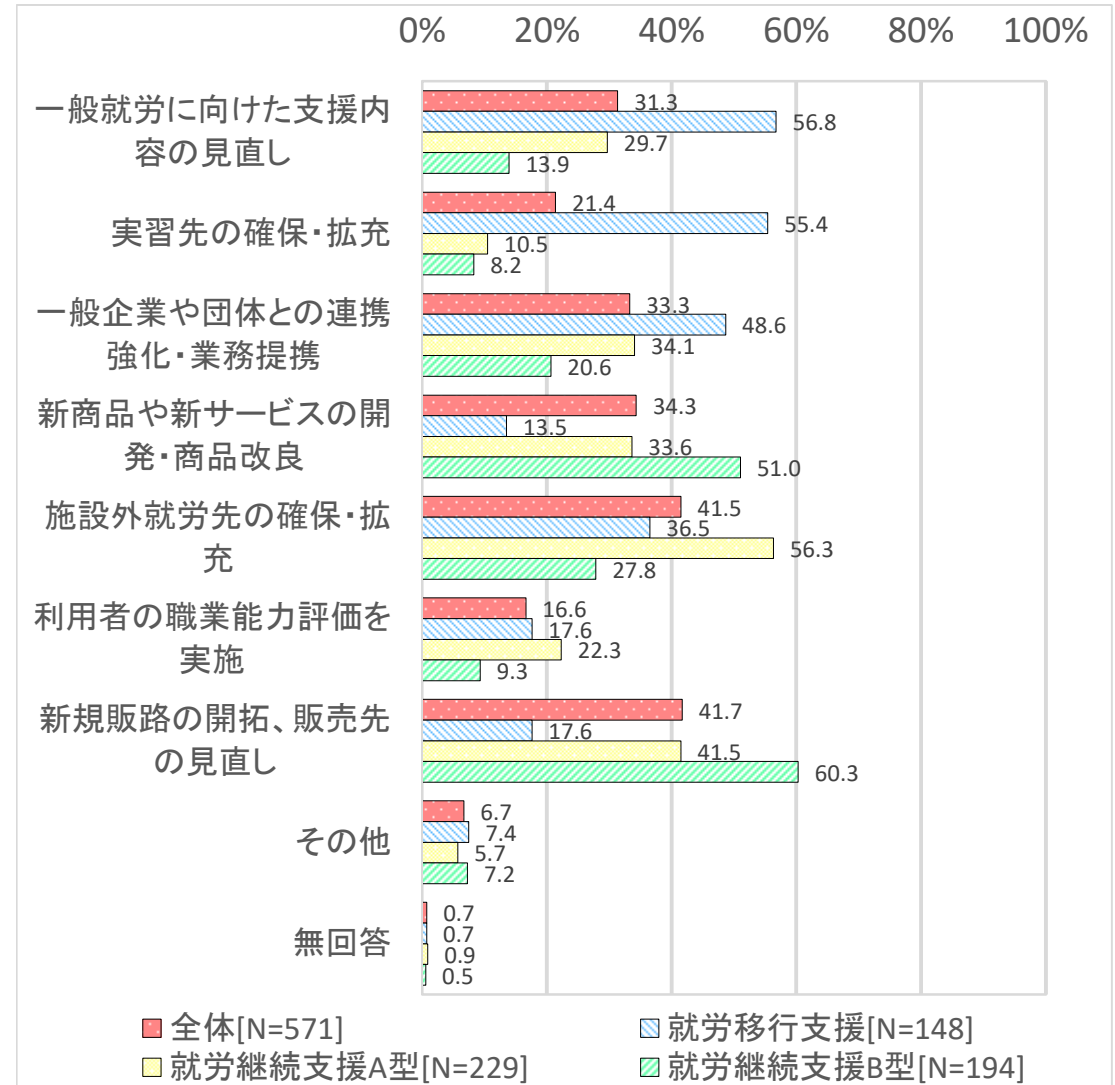
(5) 改定前後での就労支援についての新たな取組みの状況

- 改定前後での就労支援についての新たな取組みについては、全体では45.5%が「新しく取組みを始めた」と回答した。サービス別に見ると、「就労継続支援A型」が60.3%と最も多く、「就労継続支援B型」が41.7%、「就労移行支援」が36.0%となっている。
- 新たな取組みの内容としては、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」は就労支援や他機関との連携に関する項目の割合が高い。「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」は、新商品等の開発や新規販路開拓等、生産事業の改善に関する項目の割合が高い。

新たな取組みの有無



新たな取組みの内容〔複数回答〕



(6) 一般就労者数・定着状況

- 平成29年度の1事業所当たりの一般就労移行者数(雇用者数)は、「就労移行支援」が3.7人、「就労継続支援A型」が0.8人、「就労継続支援B型」が0.3人となっている。
- 平成29年度の一般就労移行者(雇用者)の障害種別については、全体では「精神障害」が46.4%と最も多く、次いで「知的障害」が30.7%となっている。サービス別に見ると、「就労継続支援B型」では「移行支援」や「就労継続支援A型」に比べ、「知的障害」が47.5%と多い。

一般就労移行者数(雇用者数)

(人)	全体 【N数=1211】		就労移行支援 【N数=401】		就労継続支援A型 【N数=366】		就労継続支援B型 【N数=444】	
	総数	事業所平均	総数	事業所平均	総数	事業所平均	総数	事業所平均
回答								
一般就労移行者数(雇用者数)	1941	1.6	1500	3.7	298	0.8	143	0.3

(%)	全体		就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
回答								
合計(N数):	1256	100.0%	411	100.0%	380	100.0%	465	100.0%
0人	624	49.7%	81	19.7%	199	52.4%	344	74.0%
1人	259	20.6%	89	21.7%	93	24.5%	77	16.6%
2人	108	8.6%	53	12.9%	37	9.7%	18	3.9%
3人以上	220	17.5%	178	43.3%	37	9.7%	5	1.1%
無回答	45	3.6%	10	2.4%	14	3.7%	21	4.5%

一般就労移行者(雇用者)の障害種別の人数

(%)	全体 【N数=1211】		就労移行支援 【N数=401】		就労継続支援A型 【N数=366】		就労継続支援B型 【N数=444】	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
回答								
合計:	2005	100.0%	1497	100.0%	325	100.0%	183	100.0%
身体障害	145	7.2%	95	6.3%	43	13.2%	7	3.8%
知的障害	616	30.7%	465	31.1%	64	19.7%	87	47.5%
精神障害	931	46.4%	648	43.3%	202	62.2%	81	44.3%
発達障害	261	13.0%	249	16.6%	7	2.2%	5	2.7%
高次脳機能障害	34	1.7%	32	2.1%	1	0.3%	1	0.5%
難病	18	0.9%	8	0.5%	8	2.5%	2	1.1%

(6) 一般就労者数・定着状況(続き)

- 平成29年度の一般就労移行者(雇用者)の雇用形態は、「就労移行支援」では「非正規(有期)」が53.2%と最も多く、次いで「非正規(無期)」26.2%、「正規職員」18.3%であった。「就労継続支援A型・B型」では、「正規職員」や「非正規(無期・有期)」がそれぞれ3割前後となっている。
- 平成29年度の一般就労移行者(雇用者)の労働時間については、「就労移行支援」では「30時間以上40時間未満」が46.1%と最も多い。「就労継続支援A型」では「20時間以上30時間未満」と「40時間以上」がそれぞれ3割台が多い。「就労継続支援B型」では「10時間以上20時間未満」・「20時間以上30時間未満」・「30時間以上40時間未満」がそれぞれ20～30%と分散している。

一般就労移行者(雇用者)の雇用形態別の人数

(%)	全体 【N数=1213】		就労移行支援 【N数=401】		就労継続支援A型 【N数=367】		就労継続支援B型 【N数=445】	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
回答								
合計:	1926	100.0%	1467	100.0%	304	100.0%	155	100.0%
正規職員	408	21.2%	269	18.3%	97	31.9%	42	27.1%
非正規(無期)	537	27.9%	385	26.2%	101	33.2%	51	32.9%
非正規(有期)	923	47.9%	780	53.2%	89	29.3%	54	34.8%
派遣(上記3つを除く)	29	1.5%	16	1.1%	8	2.6%	5	3.2%
その他	29	1.5%	17	1.2%	9	3.0%	3	1.9%

一般就労移行者(雇用者)の労働時間別の人数

(%)	全体 【N数=1205】		就労移行支援 【N数=396】		就労継続支援A型 【N数=366】		就労継続支援B型 【N数=443】	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
回答								
合計:	2061	100.0%	1461	100.0%	462	100.0%	138	100.0%
10時間未満	52	2.5%	25	1.7%	11	2.4%	16	11.6%
10時間以上20時間未満	115	5.6%	64	4.4%	19	4.1%	32	23.2%
20時間以上30時間未満	641	31.1%	438	30.0%	165	35.7%	38	27.5%
30時間以上40時間未満	833	40.4%	674	46.1%	121	26.2%	38	27.5%
40時間以上	420	20.4%	260	17.8%	146	31.6%	14	10.1%

(7) 就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の状況

- 平成30年9月の利用者のうち、88.2%の事業所は最低賃金減額特例の適用者は0人であり、1事業所当たりの最低賃金減額特例の適用者数は、「特定非営利活動法人(NPO)」が1.5人と最も多く、次いで「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が1.4人であった。
- 最低賃金減額特例の適用者の一人当たりの平均賃金月額が67,601円、1日の平均労働時間数は5.6時間であった。
- 最低賃金減額特例の適用者の障害手帳の等級は、「療育手帳(重度以外)」が70.2%と最も多く、次いで「療育手帳(重度・最重度)」が12.2%であった。

経営主体別の最低賃金減額特例の適用者数

(%)	就労継続支援A型	
最低賃金減額特例の適用者数	件数	割合
合計(N数):	380	100.0%
0人	335	88.2%
1人	5	1.3%
2人	3	0.8%
3人以上	23	6.1%
無回答	14	3.7%

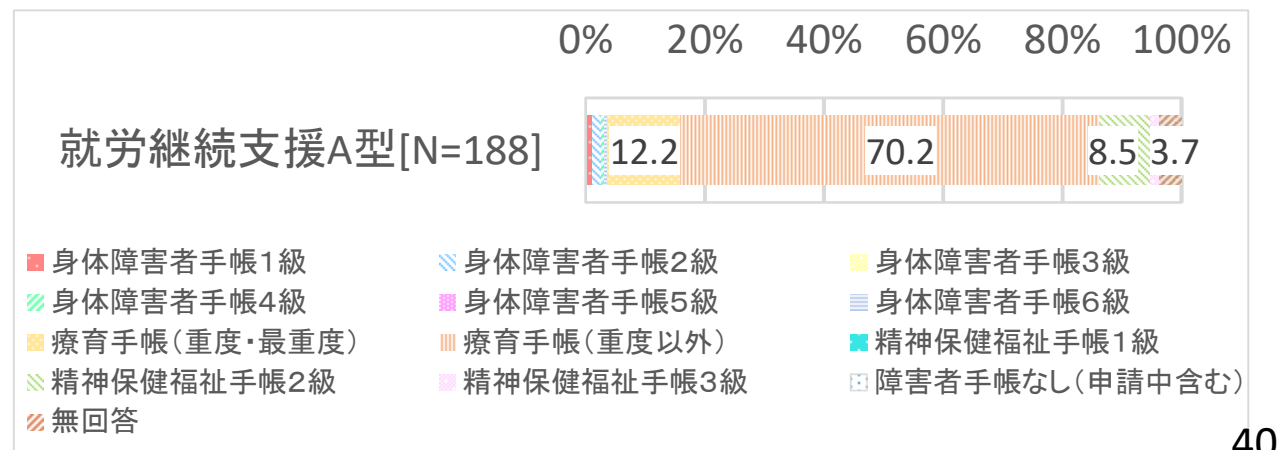
(人)	就労継続支援A型 [N=366]			
	経営主体	事業所数	最低賃金減額特例適用者	
			総数	割合
合計:	366	227	100.0%	0.6
都道府県・市区町村・一部事務組合(公設公営)	2	0	0.0%	0.0
都道府県・市区町村・一部事務組合(公設民営)	0	-	-	-
社会福祉協議会	1	0	0.0%	0.0
社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	59	81	35.7%	1.4
医療法人	3	0	0.0%	0.0
営利法人(株式・合名・合資・合同会社)	194	43	18.9%	0.2
特定非営利活動法人(NPO)	62	91	40.1%	1.5
国・のぞみの園・独立行政法人国立病院機構	0	-	-	-
独立行政法人(のぞみの園・国立病院機構以外)	0	-	-	-
その他の法人(社団・財団・農協・生協・学校等)	42	12	5.3%	0.3
無回答	3	0	0.0%	0.0

最低賃金減額特例の適用者の1人当たりの平均賃金額と、1日の平均労働時間数

(円)	就労継続支援A型 【N数=184】	
回答	総数	1人当たりの平均賃金月額
平均賃金月額	12,438,586	67,601

(時間)	就労継続支援A型 【N数=184】	
回答	総数	1人当たりの1日の平均労働時間数
1日の平均労働時間数	1025.8	5.6

最低賃金減額特例の適用者の障害手帳の等級



(8) 報酬改定前後の報酬算定と賃金・工賃の状況

- 事業所ごとの基本報酬額の変化は、「就労移行支援」では「増加」が48.2% 「減少」が51.8%、「就労継続支援A型」では「増加」が87.5%、「減少」が12.2%、「維持」が0.3%、「就労継続支援B型」では「増加」が38.3%、「減少」が61.7%だった。
- また、平成29年、平成30年で利用定員区分が同じだった事業所を対象に、利用定員区分別に比較を行なったところ、「就労移行支援」は施設数の多い定員20人以下では、増加が過半数となっていた。「就労継続支援A型」は「増加」の割合が高かった。「就労継続支援B型」では、「減少」の割合が高かった(平成29年は基本報酬額に目標工賃達成加算を足した額の集計を行った結果)。

1事業所当たりの基本報酬額の変化

(%)	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
回答						
合計(N数):	328	100.0%	352	100.0%	420	100.0%
前年に比べ増加	158	48.2%	308	87.5%	161	38.3%
前年に比べ減少	170	51.8%	43	12.2%	259	61.7%
前年の額を維持	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%

(注) 就労継続支援B型については、平成29年は基本報酬に目標工賃達成加算を足した額と、平成30年の基本報酬の比較としている。

利用定員区分別の1事業所当たりの基本報酬額の変化

(%)	就労移行支援								
	全体		前年に比べ増加		前年に比べ減少		前年の額を維持		
利用定員	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
合計(N数):	306	100.0%	150	49.0%	156	51.0%	0	0.0%	
就労移行支援サービス費(I)	20人以下	176	100.0%	100	56.8%	76	43.2%	0	0.0%
	21人以上40人以下	86	100.0%	35	40.7%	51	59.3%	0	0.0%
	41人以上60人以下	34	100.0%	11	32.4%	23	67.6%	0	0.0%
	61人以上80人以下	8	100.0%	4	50.0%	4	50.0%	0	0.0%
	81人以上	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%

(%)	就労継続支援A型								就労継続支援B型								
	全体		前年に比べ増加		前年に比べ減少		前年の額を維持		全体		前年に比べ増加		前年に比べ減少		前年の額を維持		
利用定員	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
合計(N数):	320	100.0%	297	92.8%	23	7.2%	0	0.0%	378	100.0%	141	37.3%	237	62.7%	0	0.0%	
就労継続支援A/B型サービス費(I)	20人以下	261	100.0%	241	92.3%	20	7.7%	0	0.0%	208	100.0%	73	35.1%	135	64.9%	0	0.0%
	21人以上40人以下	39	100.0%	38	97.4%	1	2.6%	0	0.0%	118	100.0%	44	37.3%	74	62.7%	0	0.0%
	41人以上60人以下	5	100.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	26	100.0%	10	38.5%	16	61.5%	0	0.0%
	61人以上80人以下	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	100.0%	4	57.1%	3	42.9%	0	0.0%
	81人以上	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
就労継続支援A/B型サービス費(II)	20人以下	9	100.0%	7	77.8%	2	22.2%	0	0.0%	15	100.0%	7	46.7%	8	53.3%	0	0.0%
	21人以上40人以下	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	41人以上60人以下	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	61人以上80人以下	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	81人以上	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-

(8) 報酬改定前後の報酬算定と賃金・工賃の状況(続き)

- 就労継続支援A型の賃金月額の2ヵ年分の記入のあった62事業所について平均賃金月額をみると、平成29年4月～9月は67,371円、平成30年4月～9月は70,421円と増加していた。
- 就労継続支援B型の工賃月額の2ヵ年分の記入のあった134事業所について平均工賃月額をみると、平成29年4月～9月は15,977円、平成30年4月～9月は16,158円と増加していた。

就労継続支援A型の賃金月額

(円)	N数	支払い総賃金 月額(平均)	各月の実人数の 累計(平均)	平均賃金月額
平成29年4月～9月	62	9,338,514	139	67,371
平成30年4月～9月		9,605,719	136	70,421

就労継続支援B型の工賃月額

(円)	N数	支払い総工賃 月額(平均)	各月の実人数の 累計(平均)	平均工賃月額
平成29年4月～9月	134	2,289,537	143	15,977
平成30年4月～9月		2,347,330	145	16,158